

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 81 回全体会合

2017 年 7 月 3 日 (月) 14:30 ~ 17:30

JICA 本部 1 階 111・112 連結会議室

議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明 (ワーキンググループ対象案件)

- (1) ケニア国モンバサゲートブリッジ建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (8 月 4 日 (金) 開催)
- (2) イラン国シャヒード・ラジャーイー発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (7 月 28 日 (金) 開催)

3. WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) フィリピン国産業集積地 (カビテ州) 洪水対策事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (6 月 19 日 (月))

5. 環境レビュー段階の報告

- (1) フィリピン国産業集積地 (カビテ州) 洪水対策事業 (有償資金協力)
- (2) インド国シップリサイクルヤード改善事業 (有償資金協力)

6. その他

- (1) モニタリング結果の報告方法の変更について
- (2) 環境社会配慮ガイドラインレビュー実施スケジュール案について

7. 今後の会合スケジュール確認他

・次回全体会合 (第 82 回): 2017 年 8 月 7 日 (月) 14:30 から (於: JICA 本部)

8. 閉会

以上



ケニア共和国 モンバサ港ゲートブリッジ建設事業協力準備調査 (有償資金協力)

2017年7月 3 日

国際協力機構

アフリカ部アフリカ第一課

説明項目

1. 事業の背景
2. 事業の概要
3. 調査内容
4. 架橋位置の選定
5. 本事業対象候補地域の現況
6. 環境社会配慮事項
7. 調査工程

1.事業の背景(1/3)

- アフリカ北部回廊の起点モンバサは、東アフリカ地域の玄関口として重要な都市であるが、急激な人口増加に対応したインフラ開発の遅れや車両数の増加により交通渋滞が深刻化している。(2000年69万人→2014年106万人)
- モンバサ経済の中心地モンバサ島と南側対岸のリコニ地区とは、幅約500mの海峡で隔てられており、移動手段はフェリーしかないため、フェリー乗船待ちの長い車列が発生し、多大な社会経済的損失を生じている。フェリーは事故が頻発し、安全上問題となっている。
- ケニア政府は南部のドンゴ・クンドゥ地域に経済特区(SEZ)整備計画を持ち、同SEZへのアクセス拡充が求められている。
- 海峡を跨ぐ橋梁を建設することにより、モンバサ地域の南北の円滑・安全な交通を確保し、モンバサ北部に集中する経済活動をリコニ地区を含むモンバサ南部地域に分散させ、南部地域の開発を促進することが重要。

1.事業の背景(2/3)



写真1:リコニフェリー乗船を待つ車



写真2:リコニフェリーの様子



写真3:リコニフェリーの様子



写真4:フェリー乗船・下船の様子

出典:平成26年度 エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業(円借款・民活インフラ案件形成等調査)ケニア国・モンバサ港ゲートブリッジ建設計画・環境負荷低減調査報告書

1.事業の背景(3/3)

- ケニア国政府は、国家開発計画「Vision2030」において、経済開発を3本柱の一つに据え、道路・鉄道・港湾等の運輸インフラ開発を重点課題の一つとしている。
- 「Vision 2030」の中期実施計画を示した「第二次中期計画2013-2017」では、運輸インフラ分野の課題として、都市部の交通混雑を挙げ、国内・域内貿易強化のためにも道路ネットワーク改善が必要としている。
- モンバサゲートシティ総合マスタープランプロジェクトでも、本事業は優先事業リストに含まれている。
- 我が国は2016年8月の第6回アフリカ開発会議において、アフリカの連結性強化のため、橋梁・幹線道路等のインフラ整備に協力することを宣言した。
- 対ケニア共和国国別開発協力方針では「経済インフラ整備」を重点分野の一つとしており、本事業は、これら国際公約や対ケニアの協力方針・分析に合致している。

2.事業の概要

【事業目的】

- モンバサ島内の交通渋滞を緩和すると共に、モンバサ島と南側大陸を結ぶ安全・効率的な移動手段を提供することにより、ドンゴ・クンドゥ経済特区等のモンバサ南部地域の開発を促進し、円滑な物流の確保を図る。

【プロジェクトサイト/対象地域名】

- モンバサ郡モンバサ島及びリコニ地区

【事業概要】

- 対象道路延長合計: 10,500m、本線幅員構成: 4車線＋片側歩道
- 主橋梁(斜張橋)延長: 1,320m(スパン: 330m+660m+330m)
- モンバサ島側アプローチ道路延長: 2,800m(内高架橋2,300m)
- リコニ側アプローチ道路延長: 4,700m(内高架橋2,200m)
- リコニ側現道拡幅: 1,680m
- 主橋梁形式: 鋼斜張橋、2面吊RC主塔、鋼管矢板井筒基礎、場所打杭基礎
- アプローチ高架橋形式: PC箱桁、PC-U桁、PC-I桁、PCホロースラブ、鋼箱桁

(上記事業概要は検討中であるため、今後変更の可能性がある。)

【事業実施機関】

- ケニア高速道路公社(Kenya National Highways Authority: KeNHA)

2.事業の概要

事業位置図(1/2)



2.事業の概要

事業位置図(2/2)



3.調査内容

- 現状確認及び関連情報の収集
- 交通調査・需要予測
- 架橋位置の検討
- 自然条件調査、基本設計、施工計画
- 積算、経済・財務分析
- 関連計画との整合、追加区間の調査・設計
- 環境社会配慮(EIA、RAP作成支援)
- 事業実施体制の確認
- 維持管理・運用計画の策定
- 運用効果指標の提案
- 気候変動の緩和効果の推計
- リスク管理シートの作成
- コスト縮減策の検討
- コンサルティングサービスの内容の提案
- 事業概要に係る本邦企業への説明

4.架橋位置の選定

【ルート案絞り込み】

- モンバサ島と南側大陸の架橋ルート9か所を提案し、事業実施に支障となる事項(環境社会への甚大な影響、船舶航行への支障、安全保障上の問題)で評価し、3案(A2、A3、D)に絞り込んだ。
- 当初想定されていたフェリーターミナルに隣接したループ橋(A1ルート)は、文化財保護の観点から除外された。

【ルート案(3案)の比較検討】

- 絞り込まれた3案について、事業目的との整合性、事業費、環境社会配慮等を評価の柱(下表)として総合的に評価した結果、Dルートが推奨案として選定された。
- 環境社会の側面からは、別途、公害管理、自然環境、社会環境の面から評価し、上記の総合評価を補足した。

事業目的との整合性	①モンバサ島内の渋滞緩和効果	環境社会配慮	⑦環境影響(住宅区間の道路延長)
	②南側大陸住民の通勤利便性(平均通勤時間)		⑧社会影響(移転家屋数及び補償費)
	③物流ルートの効率性(シマンジ(島内の工業地域)～SEZ間の輸送距離)		⑨周辺景観との調和(高さを考慮した高架延長)
	④南部大陸の開発への寄与		
事業費	⑤建設費(建設費合計)	その他	⑩工事による交通等への影響
	⑥運営・維持管理費(100年間あたりの運営・維持管理費)		⑪航路への影響、橋梁の安全



ルート案(9ルート)

5. 本事業対象候補地域の現況



モンバサ島側アプローチ道路付近
に位置する屋台



リコニ側アプローチ道路計画地



ルムンバ通り



モンバサ島側アプローチ道路付近



リコニ側アプローチ道路計画地

6.環境社会配慮事項

【カテゴリ分類】

- 環境カテゴリ:A
- 根拠: 本事業は、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター(大規模道路橋梁)、および影響を及ぼしやすい特性(大規模住民移転)に該当するため。

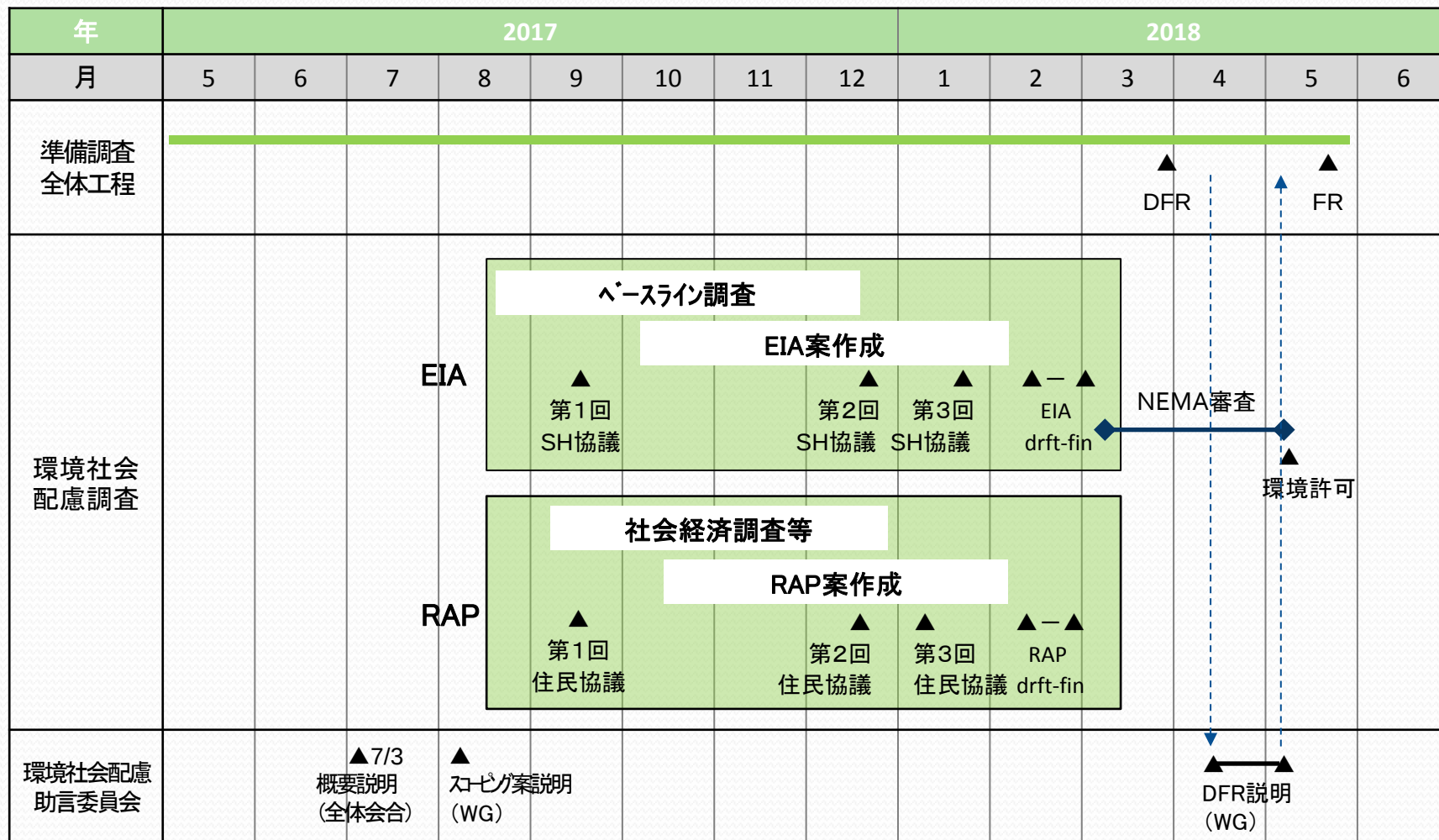
【環境配慮について】

- ケニア国の環境関係法令では、EIAの作成と許認可取得が必要であり、ケニア国法及びJICAガイドラインに沿ってEIA報告書が作成される。承認はケニア国環境管理機構(NEMA: National Environmental Management Authority)。
- 事業内容(海峡を横断する道路橋梁)を踏まえ、特に工事中・供用後の大気質、騒音・振動、水質、水象等への配慮が必要である。
- 本事業対象地域は自然環境に関して影響を受けやすい地域ではないが、やや離れた場所にマングローブ林、自然保護区があることから、影響の有無と程度を予測・評価し、必要に応じて配慮を検討する必要がある。

【社会配慮について】

- アプローチ道路の設置にかかり、被影響建物として住宅(集合住宅含む)約260棟、業務施設約25棟程度が見込まれる他、露店40店舗程度への影響が見込まれる。(実際に影響を受ける戸数、PAPs数については、基本設計に基づき、今後の調査で把握する。)
- 本調査にて、実施機関(KeNHA)に対して、ケニア国及びJICAガイドラインに沿った住民移転計画案の策定支援等を行う。

7.調査工程



※2016年4月(ルート案選定段階)に、事業に対する意見収集を目的として事業地周辺にてSH協議を実施している。

スコーピング段階助言委員会WG
開催予定: 2017年8月4日

Thank you for your Attention.

ASANTENI SANA

ご静聴有難うございました。

イラン国
シャヒード・ラジャーイー発電所建設事業準備調査
(有償資金協力 協力準備調査)
環境社会配慮助言委員会
案件概要資料

2017年7月3日

JICA中東・欧州部 中東第二課

調査の背景

- イラン国電力公社による2014年のイラン国の発電設備容量は73,153MW、発電能力は63,987MW、最大電力需要は48,937MW。2000年から2014年の平均電力需要増加率は、年6.1%と毎年著しく増加。
- 第6次五カ年計画(2016～2020年)において、発電効率の向上がエネルギー分野の目標の一つ。
- イラン政府はCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)に向けて発表した政策目標で、2030年までに、対策を取らなかった場合に比して4%の温室効果ガスの削減を標榜。手段の一つが、ガスコンバインドサイクル発電の実施。
- イラン国エネルギー省等からは、今後の新規電源開発は、従来型の汽力発電設備の代わりに、低環境負荷のガスコンバインドサイクル発電設備の導入促進を図るとの意向。
- イラン国はシャヒード・ラジャーイー火力発電所へのガスコンバインドサイクル発電設備の追加整備に対する円借款供与への要望が表明された。
- シャヒード・ラジャーイー火力発電所では、現在、汽力発電が250MW x 4基、コンバインドサイクル発電が224MW x 3基稼働中である。

事業の概要

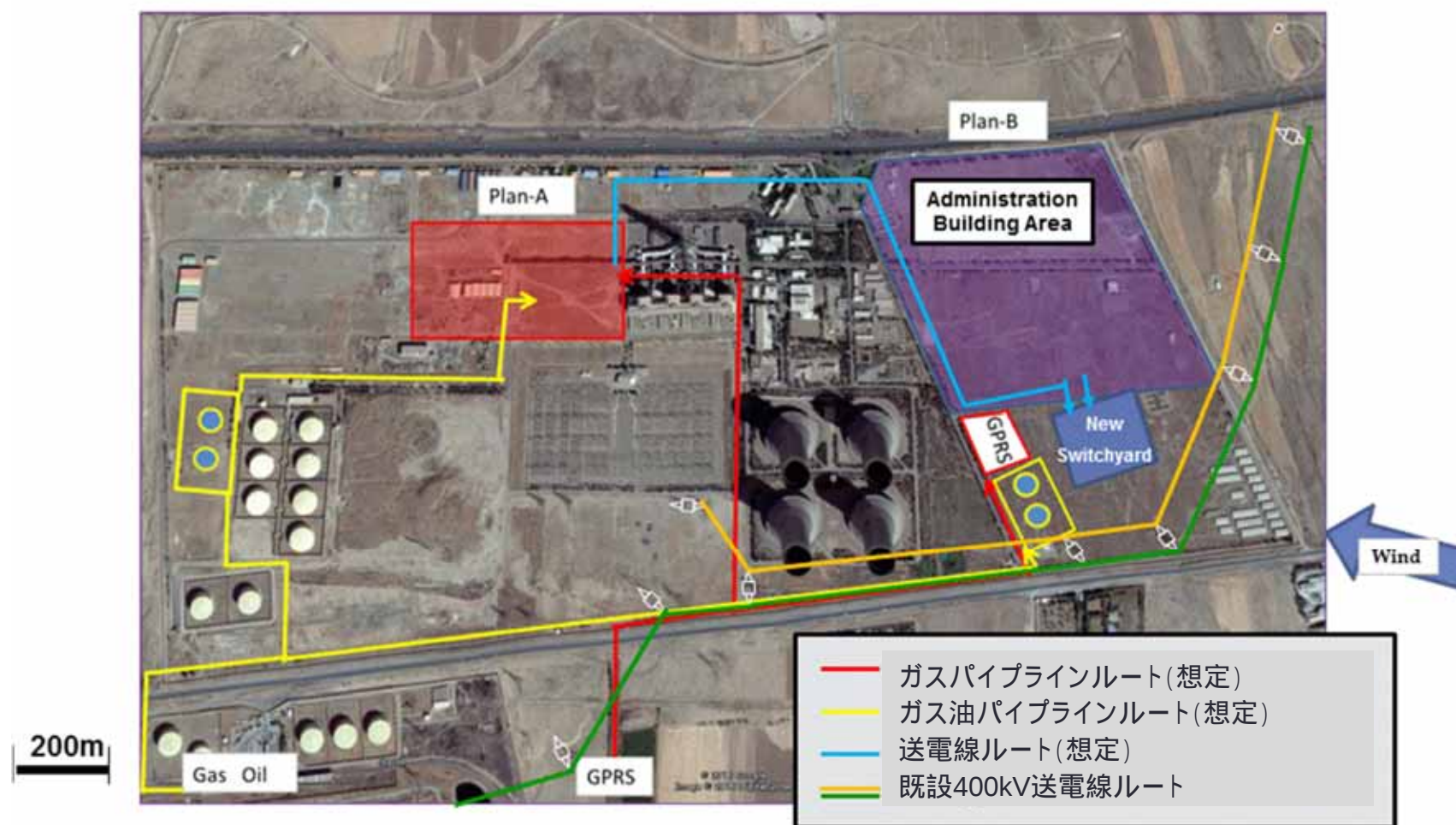
- 本事業は、テヘラン近郊に位置する既設シャヒード・ラジャーイー発電所において、新たにガスコンバインドサイクル発電設備を導入し、電力の安定供給および環境負荷の低減を図り、もって同国の持続的な経済発展に寄与するものである。
- シャヒード・ラジャーイー発電所敷地内に、出力1200～1500MW程度のコンバインドサイクル発電所を増設。
- ガス供給関連施設、開閉所等も同敷地内に増設。
- 本事業で発電した電気は、既設の400kV送電線を利用して送電する計画であり、新たな送電線の設置はない。

対象地域地図



事業予定地図

* 図中の2つのサイトにおける Plan A及びPlan Bを代替案として 想定。既存送電線への接続のしやすさ、風向き等を考慮し、Plan Bを推奨案とする方向で検討中。



調査の概要

【調査目的】

当該事業の必要性・目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会面の配慮等について、有償資金協力事業としての審査に必要な調査を実施。

【対象地域】 イラン国首都テヘランから北西約100km

【相手国実施機関】 火力発電公社(TPPH)

【調査内容】

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) プロジェクトの背景・経緯 | (11) コスト縮減策の検討 |
| (2) 電力系統調査 | (12) 円借款事業スコープに係る提案 |
| (3) 燃料供給の現状及び今後の見通しに関する確認 | (13) 実施体制・運営維持管理体制に係る提案 |
| (4) 発電所用水の取排水に係る確認・検討 | (14) リスク管理シートの作成 |
| (5) 自然条件調査 | (15) 環境アセスメント(EIA) 報告書案の作成 |
| (6) 概略設計 | (16) 非自発的住民移転及び用地取得確認調査の実施 |
| (7) 調達・施工方法の検討 | (17) EIA補足調査 |
| (8) 工事安全対策 | (18) 気候変動対策効果の確認 |
| (9) 工事計画の策定 | (19) プロジェクト評価に係る検討 |
| (10) プロジェクトの概略事業費の積算 | |

環境配慮事項

1. カテゴリ分類: A
根拠: 本事業は、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に掲げる火力発電セクターに該当する。
2. EIA報告書案の作成を行う。尚、スコーピング案と報告書案の段階でステークホルダー協議の支援を行う。
3. 発電所の稼動により、NO_xが排出され、大気質への影響は広範囲となる。供用時の排ガスについては、排ガス基準の適合、大気拡散シミュレーションによる、環境基準等への適合を確認(既設発電所との累積影響確認)。緩和策として、NO_x低減装置(低NO_xバーナー等)及び、排ガスの連続モニタリング装置等の設置。煙突高は大気拡散シミュレーション結果を考慮して最終決定。
4. 発電所の稼動に伴い、プラント排水、含油排水、生活排水等の排水が発生する。排水処理施設にて排水基準を遵守するよう処理。
5. 発電所の稼動により、騒音による影響が想定される。シミュレーションを行い、騒音基準への適合を確認。騒音レベル値が基準を満足するよう騒音低減対策を検討。

社会配慮事項

1. 原水の取水は、既存の発電所が使用している井戸から地下水を取水する計画。周辺の地下水利用状況や地盤沈下の状況等を今後調査予定。
2. 排水については、発電所構内において、極力散水等に再利用。再利用が難しい冬季等は、既設の排水同様、周辺農業での再利用のため灌漑用水路に放流。灌漑用水路の利用状況を今後調査予定。なお、復水器の冷却水は冷却塔を使用して循環利用されるため、温排水は発生しない。
3. 本事業サイトは、土地造成済みの既設発電所内であり、新たな用地取得、住民移転は発生しない。なお、最寄りの住居地域は、北へ約1.5km離れた小さな村である。
4. 使用する燃料は、発電所敷地外に位置している既設発電所用のガス減圧施設より、既設のパイプライン用地内に併設するパイプラインを使用して供給。そのため、パイプライン敷設に伴う新たな用地取得、住民移転は発生しない。

今後のスケジュール

内容 \ 月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現地調査										
国内作業										
Stakeholder Meeting										
助言委員会WG										

時期未定

時期未定

フィリピン国産業集積地（カビテ州）洪水対策事業
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート案ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. ステークホルダー協議での意見の事業計画への反映

助言委員より、ステークホルダー協議で事業に対して寄せられた意見の中で、事業のデザインに直接影響を与えうる要望があった場合、どのように事業計画への反映が検討され、反映されたその結果を整理してFRに記載すべきとの指摘がなされた。

これを受けて JICA より、ステークホルダーからの要望・意見の中には、フィージビリティ調査において対応できるもの、詳細設計を待たないと対応できないもの、そもそも事業計画において対応困難なものが混在すると考えられるが、協力準備調査のFRに対応方針の記載を検討する旨を説明した。

2. 洪水対策事業における長期間のデータによる分析

助言委員より、洪水を含む自然災害については、過去 30 年程度を見て発生規模及び被害が拡大している可能性を把握しておく必要があるため、長期間の自然災害データを収集することが有用である旨指摘がなされた。

これを受けて JICA より、可能な限り過去の洪水被害の情報入手を試みているが、経済被害の規模を示すデータは限定されると説明した。本調査では過去数十年間に発生した洪水の被害規模を示す情報は現存せず、時系列に沿った洪水の経済被害の変化を定量的に示すことは難しいが、自然災害自体の規模の変化については把握に努めると説明した。

3. 供用時の構造物による影響

助言委員より、分水路等の構造物の供用時の影響について、河川上流からの流下土砂の堆積のような自然要因に起因するものや、分水路等のごみの不法投棄等の人為的な要因に起因するものについても影響評価の対象にすべきとの指摘があった。

これを受けて JICA より、本事業の分水路等における流下土砂の堆積については構造物が出来たことにより供用時に影響が想定されるため環境管理計画に緩和策を含めること、一方、住民によるごみの不法投棄等の人為的な影響については構造物が建設されたことによる影響ではないため影響評価の対象としないことが説明された。

4. 社会配慮に関するデータ

助言委員より、住民移転計画の作成にあたっては、被影響世帯の特性を把握し、補償方針や生計回復支援策の立案に活かすために、可能な限り、被影響世帯の正規・非正規の別、社会的弱者世帯、女性世帯主世帯に関して性別を含むクロス集計を行うようにとの指摘がなされた。

JICA 側より、本事業の住民移転計画の最終化に当たっては、既に行われた調査による情報の制約があるものの、可能な項目については対応する旨が説明された。

以 上

協力準備調査 報告書ドラフトへの助言対応表

国名：フィリピン国

案件名：産業集積地(カビテ州)洪水対策事業(協力準備調査(有償))

適用ガイドライン

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
1.	本事業で提案されている 6 つの非構造物対策優先プロジェクトについては、本事業の借款対象ではないものの、それらの実施を同列におくのではなく、河川や排水路の維持管理の一環として清掃活動ならびに洪水管理委員会(FMC)活動の本事業対象地域への拡大が、実施・関係機関及び住民にとって直ちに取り組むべき優先プロジェクトである旨を FR に追記すること。	FR の第 2 章 2.6 節の「事業実施スケジュール」にて、以下の追記をいたします。 「非構造物対策として提案された各プロジェクトの事業内容及び実施体制を踏まえて、事業スケジュールを図 2.6.1 に示す。なお同図に示す事業の内、河川や排水路の維持管理の一環として清掃活動ならびに洪水管理委員会(FMC)活動の本事業対象地域への拡大は、特に実行性が高く、実施・関係機関及び住民にとって直ちに集中して取り組むべき非構造物対策事業である。」
2.	San Juan 分水路の河口域及びその周辺を利用する零細漁業の現状について、可能な限り FR に記述すること。	FR の第 3 章、3.2.3 用地取得・住民移転の規模・範囲、(3) 社会経済状況にて、当該地域の零細漁業の現状について確認した結果を以下のとおり記述いたします。 「Noveleta 町の Municipal Agriculture Office によれば、San Juan 分水路河口部付近において、漁業は営まれていない。また、同分水路河口部西側には、漁船溜まり施設があり、およそ 500 隻の 2 人～3 人乗りのバンカーボート漁船が利用している。これらは、主に沿岸漁業用でイワシを獲り、多くは干物に加工され近隣地域で売られている。本事業では、San Juan 放水路の線形を東側に寄せて同漁船溜まりを避けるように計画し、漁民への影響を可能な限り回避するよう検討している。また河口部西側の砂州には、バンカーボート漁船が置かれているが、DENR はこれらのバンカーボートを同漁船溜まりへ係留するよう勧告している。」
3.	供用時の地形・地質に関するスコーピングの再評価に関し、分水路等の構造物そのものからの影響に加えて、構造物が建設されたことで流下土砂が堆積する自然要因による影響をも考慮し、評価を D から B- に修正すること。	供用時の地形・地質に関するスコーピングの評価を、D から B- に修正しました。これを踏まえ、環境管理計画(EMP)に以下の緩和策を記述します。 - 分水路河口部の堆積土砂の除去 - 同、河道の浚渫
4.	女性世帯主や障がい者世帯といった社会的弱者への社会配慮に関わるデータについては、性別、職業別	FR の第 3 章、3.2.3 にて用地取得・住民移転の規模・範囲、(3) 社会経済状況にて、以下の内容を追記いた

	等のクロス集計を可能な限り行うこと。	します。 「女性世帯主や障がい者世帯等の社会的弱者、及び非正規居住者との関係性を分析するため、RAP で得られたデータに基づき、以下の項目に関するクロス集計を行う。 『非正規居住者×女性世帯』、『性別×職業』」
--	--------------------	---

**フィリピン共和国「カビテ州産業集積地洪水対策事業」
に係る主な確認済・指摘事項**

1. 案件概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、カビテ州を対象として洪水対策を実施することにより、同地域の洪水被害の軽減を図り、もって同地域の持続的・安定的な経済発展に寄与するもの。

② 事業内容

- San Juan 水系の河川改修（拡幅含む）、分水路建設、橋梁建設
- Maalimango 分水路建設、排水路改修

(2) 事業実施体制

① 借入人：フィリピン国財務省

② 保証人：なし

③ 事業実施機関／実施体制

Department of Public Works and Highways (DPWH)

④ 他機関との連携・役割分担：特になし

⑤ 運営／維持管理体制：

DPWH 及び Local Government Units

(3) 環境カテゴリ

① カテゴリ分類：A

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため。

1. 全般事項

確認済み事項	環境レビュー方針
1) EIA 報告書及び環境許認可 ・EIA 報告書は環境天然資源省(DENR)により 2017 年 5 月に承認済み。 ・付帯条件の中で、DNER-EMB に対し、四半期毎の Self Monitoring Report、及び半年毎に ECC Compliance Report の提出が義務付けられている。ECC Compliance Report は、第三者の auditor によるモニタリングが必要。	1) EIA 報告書及び環境許認可 ・EIA 及び ECC, RAP のフィリピン側での公開（DPWH のウェブサイト、及び関連 LGU, バランガイオフィス等）を確実に行うよう合意する。 ・付帯条件が確実に実施されることを実施機関と合意する。
2) 代替案検討 ・用地取得が最も多い San Juan 川の放水路について、地元 Noveleta 町と、家屋、墓地の用地取得を最小化し、幹線道路や教会への影響を回避する代替案を検討し、選択した。 ・San Juan 分水路の全延長にハット型鋼矢板+H 鋼を採用する、これにより分水路の幅を約 20 メートル縮小し、影響家屋数を約 80 減少することが可能。	2) 代替案検討 ・特になし
3) ステークホルダー協議（SHM） ・EIA 調査に関するステークホルダー協議は2回開催され、タガログ語と英語で説明が行われた。出席者は行政代表、環境担当官、バランガイ代表、住民、NGO 等。女性の参加率は3割前後。 ・RAP の住民協議開催が難航した Noveleta 町のバランガイからも参加している。EIA 調査に関し、大きな反対は示されなかった。	3) ステークホルダー協議 ・特になし
4) 環境チェックリスト ・環境チェックリストは、調査団により作成中。	4) 環境チェックリスト ・特になし
5) 環境管理計画（EMP）・環境モニタリング計画（EMoP）、モニタリングフォーム ・F/S で作成された EMP に基づき、本事業を実施する。 ・ECC 付帯条件に基づき、EIA 及び EIA 中の EMoP に基づきモニタリングを実施し、その結果（ECC Compliance Report 及び Self Monitoring Report）を四半期毎に JICA に提出する。 ・EMP はコントラクターの入札図書、及び契約に含まれる。	5) EMP, EMoP, モニタリングフォーム ・特になし

6) <u>EMP・EMoPの実施体制、コスト、スケジュール</u> ・EMP, EMoP のコストは本体事業費に含まれることを実施機関と合意済み	6) <u>EMP・EMoPの実施体制、コスト、スケジュール</u> ・特になし
7) <u>RAPの実施体制、コスト、スケジュール</u> ・DPWH-UPMO が RAP 実施の責任を負い、その指示のもと District Engineering Office(DEO)が具体的作業を行う。 ・DPWH の Environmental and Social Safeguard Division (ESSD)が DPWH-UPMO 及び DEO に対する技術的助言を行う。また、RAP の実施に当たり、各 LGU と Resettlement Implementing Committee が設立され、DEO によって運営される。	7) <u>RAPの実施体制、コスト、スケジュール</u> ・特になし
8) <u>モニタリング</u> ・モニタリング結果の JICA への報告（工事中四半期毎） ・モニタリング結果を実施機関のウェブサイトで公開する。	8) <u>モニタリング</u> ・特になし

2. 汚染対策

確認済み事項	環境レビュー方針
1) <u>大気質</u> ・工事中は、車両や重機の稼働に伴い排気ガスや粉塵が発生する。 ・EMP では、宅地周辺での散水、低排出型機材・車両の使用等が規定される。	1) <u>大気質</u> ・特になし
2) <u>水質・土壌</u> ・工事中、河川改修に伴う土壌流出や、労働者キャンプからの排水、油漏れ等の可能性がある。 ・河川改修工事は乾季に実施するため、河川内の仮締切による影響は限定的であり、下流域での水量低下や大量の土砂流出は想定されない。 ・EMP では、濁水防止のため沈砂池やシルトフェンスの使用、作業員向け簡易トイレの設置、建設機材の定期的な点検等が規定される。	2) <u>水質・土壌</u> 特になし
3) <u>廃棄物</u> ・放水路建設に伴う掘削土の廃棄処分のため、新たな処分場・仮置き場の設置が必要となる見通し。 ・D/D 時に実施される土質調査で掘削及び浚渫予定地の土壌の汚染の有無を検査する。 ・F/S では事業予定地の周辺で 4 か所の公有地で空き地が処分場の候補地として特定されている。掘削土、浚渫土の廃棄処分が必要な場合、土地を所有する LGU と協議し、新たな用地取得は行わないこと、及び D/D 時に国内法に従い EIA を実施する。 ・掘削土は汚染がないことが確認された場合、仮置き場（DPWH が借地契約で確保）に一時的に置き、他の事業者へ販売する、もしくは本事業において再利用することが想定される。	3) <u>廃棄物</u> ・掘削土、浚渫土の廃棄処分が必要な場合、詳細設計時に場所等を最終決定し、フィリピン国内法に沿って必要に応じて環境影響評価を実施すること、その際に候補地の緒元、許認可プロセス、環境社会配慮上の留意事項等に留意することを実施機関と合意する。
4) <u>騒音・振動</u> ・工事中は、車両や重機の稼働に伴い騒音・振動が発生する。 ・EMP では、車両の速度制限や機材の定期点検が規定される。	4) <u>騒音・振動</u> ・特になし
5) <u>その他</u> ・Noveleta 町の Municipal Agriculture Office への聞き取りにより、San Juan 分水路河口部付近において、漁業は営まれていないことを確認している。	5) <u>その他</u> ・サンファン分水路の河口域及びその周辺を利用する零細漁業の現状について、可能な限り FR に記述する。（助言 No.2）

3. 自然環境

確認済み事項	環境レビュー方針
1) 保護区 ・本事業予定地は、国立公園・保護区等もしくはその周辺には該当しない。	1) 保護区 特になし
2) 生態系 ・事業対象地の動植物調査の結果によれば、貴重種はほとんど確認されていない。DFRによれば周辺の植生は都市近郊の二次林及び植物であり、カビテ州への聞き取りでは保護の必要な動物は確認されなかった。 ・分水路建設に伴い伐採されるマングローブは約 2,000 本 (3.67ha)、これらは DENR の保護対象外だが、伐採の許可をコミュニティ環境天然資源事務所 (CENRO) から取得する必要がある。 ・マングローブで確認された動植物には、IUCN Red List で NT(準絶滅危惧種)のフィリピンコブラを除き、貴重種は含まれていない。 ・対象地のバランガイは、DENR が全国で進める National Greening Program に参加しているが、事業で伐採されるマングローブは植林対象地ではない。 ・マングローブ林の伐採に伴い、そこに生息する動物、及び周辺のマングローブ林を含む既存の生態系へ負の影響を与えることが想定される。	2) 生態系 ・マングローブの伐採に対する代償植林について、詳細設計時に伐採範囲を最終的に確定し、天然資源環境省による審査・伐採許可を取得すると同時に、DPWH が自治体や地域住民と植林場所を決定し代償植林を実施することを確認する。
3) 地形・地質 ・工事中、新分水路は沖積層の超低地及び低地域を掘削して建設するため、家屋等の既存構造物の撤去や新構造物建設による原地形の改変が少なからず生じる。河川堤防保護の強化を考慮した、堤防法面の変化を最小限とする工法の適用等の緩和策が講じられる。 ・供用時は、San Juan 分水路線形は既存の自然水路のそれを利用し、かつ河口部は漁船停泊する砂州を回避しており、供用後も自然水流が維持され海岸線地形への影響は僅少であると想定される。	3) 地形・水質 ・供用時の地形・地質に関するスコーピングの再評価に関し、分水路等の構造物そのものからの影響に加えて、構造物が建設されたことで流下土砂が堆積する自然要因による影響をも考慮し、評価を D から B-に修正する。併せて、必要な緩和策を確認する。(助言 No.3)

4. 社会環境

確認済み事項	環境レビュー方針																								
1) <u>用地取得・住民移転の規模</u> ・RAPによれば、被影響世帯数の想定は下記の通り。 <table><tr><th>市・町</th><th>正規住民</th><th>非正規住民</th><th>合計</th></tr><tr><td>General Trias</td><td>124(492)</td><td>40(168)</td><td>164(660)</td></tr><tr><td>Noveleta</td><td>361(1,347)</td><td>216(812)</td><td>577(2,159)</td></tr><tr><td>Rosario</td><td>68(281)</td><td>40(156)</td><td>108(437)</td></tr><tr><td>Kawit</td><td>25(77)</td><td>3(13)</td><td>28(90)</td></tr><tr><td>Total</td><td>578(2,197)</td><td>299(1,149)</td><td>877(3,346)</td></tr></table>	市・町	正規住民	非正規住民	合計	General Trias	124(492)	40(168)	164(660)	Noveleta	361(1,347)	216(812)	577(2,159)	Rosario	68(281)	40(156)	108(437)	Kawit	25(77)	3(13)	28(90)	Total	578(2,197)	299(1,149)	877(3,346)	1) <u>用地取得・住民移転の規模</u> ・特になし
市・町	正規住民	非正規住民	合計																						
General Trias	124(492)	40(168)	164(660)																						
Noveleta	361(1,347)	216(812)	577(2,159)																						
Rosario	68(281)	40(156)	108(437)																						
Kawit	25(77)	3(13)	28(90)																						
Total	578(2,197)	299(1,149)	877(3,346)																						
2) <u>補償・支援の受益者</u> ・正規の土地所有権を有する住民 ・非正規住民（ただし、D/D 段階で過去の RA7279 の受益者リストに基づくスクリーニングを経て、決定される） ・Professional Squatter は受益対象から除かれる。ただし、JICA GL FAQ では Professional Squatter を「補償を得ることのみを目的とする非正規居住者」としているが、特にマニラ首都圏で多く見られる「以前に政府により住宅を授与されたにも関わらず、売却・リース・譲渡し、同じ場所または別の都市部において不法に居住する者」（Returnee と呼ぶ）に関し取り扱いが明確でない。	2) <u>補償・支援の受益者</u> ・現時点での PAPs のリストを National Housing Authority に送付し、過去の移転者リストと照合し、Returnee が含まれるか、確認する。 ・本事業では、JICA ガイドライン及び OP4.12 Para15 に基づき、Returnee を一律に補償・支援の対象から除外することはせず、前回の移転に際し雇用の喪失により経済状況が悪化した等の理由が確認された場合は、フィリピンの法律・法令及び JICA ガイドラインに則り、また世銀の事例を参考にしつつ以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は回復できるよう支援を提供することを実施機関と合意に向けて働きかける。																								

確認済み事項	環境レビュー方針
3) 補償方針 ・ 正規住民に対し、土地・構造物に対する、再取得価格での金銭補償、もしくは、DPWH が代替地を取得し提供する方針について合意した。代替地の土地の取得、及び整地・インフラ整備は DPWH が実施、整地・インフラ整備については借款対象とする方針。 ・ LARRIPP によれば、Land swapping は、移転前の土地の市場価格と同等、もしくは基本インフラを備えた移転地における同価値の土地区画のいずれか価値の大きな方が提供される。 ・ 非正規住民に対しては、原則、政府提供の移転地への入居が保証される。 ・ ビジネスオーナーへの補償について、移転前の収入額に基づき、1 か月分の収入補てんが行われる。	3) 補償方針 ・ 正規住民に対する代替地の提供に関し、現時点の候補地が Noveleta 町の中に見つかっているのか確認する。 ・ LARRIPP の Land swapping の規定に基づき、本事業では具体的にどのように移転前の土地と「同価値」の土地が提供されるのか確認する。
4) 生計回復支援 ・ 生計回復策は、生計に影響を受ける PAPs 一人当たり 15,000Php 相当額の技術訓練や物資の支給として提供される。 ・ 具体的な支援策（職業訓練等）は、移転後に PAPs を受け入れる LGUs が生計回復の必要性を調査し決定され、Technical Education and Skills Development Authority 等と連携して実施される。	4) 生計回復支援 ・ 生計回復支援に係る費用は DPWH が負担するとされているが、実施に係る機関への予算の配布の方法を確認する。
5) 移転地 ・ 非正規住民用の移転地は 2 か所を予定、①カビテ州が Kawit 町内に管理する低所得者用住宅（インフラ整備済み）、②Noveleta 町内に新設される移転地。 ・ さらに正規住民用に、③Noveleta 町内に移転地が整備される予定 ・ ①の移転地は対象となる全 PAF を受け入れ可能であり、インフラも整備済み ・ ②と③に関し、Noveleta 町内に移転地を整備することを町と DPWH が合意した。非正規住民の住宅は Noveleta 町が整備し、正規住民の住宅は、元の家屋の再取得価格での補償をもとに、各住民が整備することを確認した。 ・ ②、③の移転地整備に関し、用地取得は DPWH のセーフガードポリシー（LARRIPP）を適用して実施すること、必要に応じて EIA/IEE を実施する。	5) 移転地 ・ ①の移転地について、誰が住宅を整備するのか確認する。 ・ 移転地整備に関し、LGU と役割分担を確認する。
6) 住民協議 ・ 第 1 回住民協議（センサス調査開始前）は実施済み。 ・ 第 2 回住民協議の開催結果は 2017 年 3、4 月に計 5 回開催。 ・ Noveleta 町では、非正規住民に対し、町スタッフから PAPs 用の住宅地整備のアイデアが説明され、住宅の権利が付与されることが説明された。 ・ その後、DPWH が正規住民向けの移転地整備を決定し、第 3 回住民協議を 2017 年 5 月に開催。 ・ また、同町においては、橋梁建設によって影響を受ける住民を対象に 2017 年 6 月に第 4 回住民協議を開催。	6) 住民協議 ・ 今後とも、住民協議、情報公開、苦情処理等により、住民への説明・協議を進めことを実施機関と合意する。
7) 苦情処理 ・ 各市町に設立される RIC が苦情を受け付け対応する。RIC で解決できない場合、DPWH 地方事務所、さらにその決定に満足しない場合、PAPs は裁判所に申し立てることが可能。	7) 苦情処理 ・ 苦情処理メカニズムの被影響住民への周知方法を確認する。
8) RAP モニタリング ・ 内部モニタリングは ESSD のスタッフ（場合によってはコンサルタントを備上）によって実施される。 ・ 外部モニタリングを実施する。	8) RAP モニタリング ・ DD/CS コンサルタント TOR には ESSD のモニタリング補助を含めることを合意する。

確認済み事項	環境レビュー方針
9) 墓地 ・ 町立墓地の一部が用地取得され、584 基の墓の移設が必要。 ・ 隣接する民間墓地の空スペースを DPWH が取得し、墓の移転作業を支援、移転後は町立墓地へ移管する。 ・ 墓の所有者に対し、第 3 回住民協議の告知を行い、移転について説明を行った。	9) 墓地 ・ 文書等で引き続き移転について説明を続ける。
10) 子どもの権利、ジェンダー、公衆衛生、労働環境、その他 ・ 工事中、学校等周辺での交通事故防止対策（ガードレール、安全標識の設置等）が行われる。 ・ 労働者の安全教育、HIV/AIDS 感染防止のための啓発、定期的な医療チェック等が行われる。	10) 子どもの権利、ジェンダー、公衆衛生、労働環境、その他 ・ 女性世帯主への生計回復策等、ジェンダー配慮について、確認する。 ・ 女性世帯主や障がい者世帯といった社会的弱者への社会配慮に関わるデータについて、性別、職業別等クロス集計を可能な限り行う。（助言 No.4）

協力準備調査 報告書ドラフトへの助言対応表

国名: インド国

案件名: シップリサイクルヤード改善事業(協力準備調査(有償))

適用ガイドライン:「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)

No.	助言内容	助言への対応事項
全体事項		
1	EU がビーチングによるシップリサイクルを排除する理由を整理するとともに、本事業で導入する改善策を通してビーチングによるシップリサイクル方式が 2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（通称：シップリサイクル条約）批准の前提条件を満たすと考える根拠を FR に記述すること。	EU の整理については第 1 章プロジェクトの背景・経緯において下記を追記致します。 「EU 域内法は、EU 船籍の船舶の解撤について、これまでの基本としてきた、バーゼル条約準拠の手続きから、シップリサイクル条約準拠の手続きへと移行する全面的改正であり、その多くの部分がシップリサイクル条約の規定をそのまま取り入れたものとなっているが、一部、シップリサイクル条約への上乗せ要件としてシップリサイクル施設が満たすべき要件が規定されている。また、EU 域内法は、EU 域外にある施設の場合、リサイクル国による承認の他、施設による申請と EC による審査と現場調査を経て、EU により承認されることにより「欧州リスト」に当該施設が掲載されない限り、EU 船籍の船舶は当該施設においてリサイクルされることは出来ない。 この上乗せ要件は、バーゼル条約を主とするべきと考える環境派の影響が強い EU 議会との調整の過程で拡大されていき、2013 年 3 月の EU 議会環境委員会において、天然の海浜に船体を座礁させるため環境への負の影響が大きいとして、ビーチングを禁止する法案修正案が可決された。 その後、かかる修正案を問題とする EC 及び EU 理事会との調整、日本から働きかけ等により、適切な施設整備を伴えばビーチング方式自体を禁止するものではないとの考えから、EU 域内法における船舶リサイクル施設の要件に非浸透性の床及び適切な排水設備が追加された。」 また、本事業により条約批准の前提条件を満たすと考えられる根拠については条約要求事項と本事業コンポーネントの対応を作成して、第 3 章プロジェクトの概略設計に記載します。 概略設計に追記する対応表は略以下のとおりです。

No.	助言内容	助言への対応事項		
		シップリサイクル 条約要求事項	施設および作業手 順の項目	事業内容
		規則 17 一般要件 (船舶リサイクル 施設の基本要件) 規則 18 船舶リサ イクル施設計画 規則 21 緊急時の 準備および対応	・ヤードによる船 舶リサイクル施 設計画作成 ・安全、環境に対す るリスク特定、改 善策作成、承認取 得。	・技術協力（人材 育成） ・マネージャーク ラス等教育訓練 ・施設承認取得 (SOC 取得) の促 進を図る
		規則 19 人間の健 康と環境への悪影 響の防止 規則 20 安全と環 境上適正な有害物 質の管理 規則 22 作業者の 安全及び訓練	火気使用作業時の 注意喚起等	・技術協力（人材 育成） ・全従業員を対象 とする基礎研 修、熟練工及び 特殊業務員全体 を対象とする研 修の実施
		規則 19 人間の健 康と環境への悪影 響の防止 規則 20 安全と環 境上適正な有害物 質の管理	潮間帯及び土壌汚 染防止のためのヤ ード改善 潮間帯汚染防止 海岸汚染防止 バンカー油タンク の洗浄漏油防止	陸上プロットに て、コンクリート 床、油回収ドレン 溝等の施設改善 解体用大型ローラ ー 5 台の投入 海岸清掃機 3 台 移動式の高圧洗浄 装置 5 台の導入。
		規則 19 人間の健 康と環境への悪影 響の防止	洋上タンカー貨物油洗 浄、ガスフリー 海洋環境保全	油回収及び洗浄バ ージ 1 隻の導入 油流出事故、船舶 火災等対応のため の多目的船 1 隻
		規則 20 安全と環 境上適正な有害物 質の管理	TSDF における油処 理、廃棄物焼却能 力の強化	・焼却炉能力向上 ・ビルジ、油処理 装置の能力向上
2	船舶解体方法の代替案比較において、事業を実施しない案及び各解体方式につき、本地域における自然・社会条件を考慮し、FR に具体的にその得失を記述すること。	事業を実施しない案及び現行のビーチング方式を含めた 4 つの船舶解体方式を比較検討しました（現在約 130 のリサイクルヤードが操業しているアラン／ソシヤ地区においては、費用面、それに伴う経済面、また大規模な海上構造物工事が 1 キロに及ぶことから来る環境面等を考慮すると、全てをドライドック等の海上での建設工事を伴う方式に変更することは出来ず、いずれの方式もビーチング方式を併用する必要があり、その前提でビーチング方式、ドライドック＋ビーチング方式、棧橋＋ビーチング方式、スリップウェイ方式間で比較）。事業を実施しない場合は、アラン／ソシヤ・リサイクルヤードの環境対策が進まず環境汚染が現状のまま続きます。またシップリサイクル条約に適合できないことにより、リサイクルヤードは競争力を失い、シップリサイクル産業に大きく依存するバブナガール地域		

No.	助言内容	助言への対応事項
		経済の衰退に繋がることが予見されます。 4 つの船舶解体方式の比較検討においては、自然・社会条件を考慮し船舶解体方式を比較検討しました結果、技術面・経済面・社会面から、ビーチング方式が有利であるという結論になりました。また、環境面では、本事業で導入する改善手法を取り入れたビーチング方式であれば、有害物質についてはいずれの方式においても解体前に除去することになり優劣はありませんが、ドライドック方式は唯一船底塗料の完全除去が可能である点で有利と言えます。しかし、今後その様な塗料を利用した船舶が減少することが予想されることからこの点におけるドライドックの優位性が下がる点、ビーチング方式以外は海上構造物による生物生息場の消失や初期・維持浚渫による水質汚濁が発生する点を考慮して、ビーチング方式がアラン／ソシヤにおいては総合的に最善であると判断されております。FR に具体的にその得失を記述いたします。
3	シップリサイクルの需要について、短期と中長期に分けて記述がなされているが、それぞれの予測の特徴ならびに予測に用いた手法について比較できる形で FR に追加の記述を行うこと。	FR に下記のように記述しました。 「将来の船舶解撤量の予測（理論値の算出）を行う上で用いた、重回帰式の説明変数（GDP（新興国）成長率、用船レート（74,000DWT、4TC 平均）、船腹量（前年比率））のレビューを、2016 年 10 月に更新となった公開データを元に行い、より精度の高い重回帰式の作成を試み、船舶解撤量実績を説明する回帰係数および重回帰式を得た。 短期需要予測では 2021 年までの 5 年間の予測として、GDP 成長率、用船レート、船腹量からなる重回帰式を用いて、理論値としての船舶解撤量の短期需要予測を行った。 長期需要予測では、上記の重回帰式から得られた需要予測の理論値を用いて、2040 年までの長期需要量の予測を、線形回帰分析手法を用いて分析を行った。線形回帰分析手法は世界の船腹量がほぼ一定の伸びであることから、短期では解撤量の山谷はあるが、長期では解撤需要はこれに比例するものとした。」
環境配慮		
4	底質調査によれば、事業地においてはカドミウムや鉛などの重金属及び PCB の濃度が高い。本事業では更なる汚染を防ぐべくヤードのコンクリート舗装と大型クレーンの利用により船体の潮間帯への切り落としを減らす解撤方法の導入を行うこととしているが、将来にわたる塗料による汚染リスクを検討し、FR に記載すること。	底質に関してカドミウム、鉛、PCBs 等の追加環境調査を実施したところ、PCBs についてはオーストラリア及びカナダのガイドライン値を超過する地点数は減少したものの 4 地点でガイドライン値を上回る結果となりました。一方、カドミウム、鉛の分析結果は前回調査より低い結果を示し、鉛の 1 地点を除きガイドライン値を下回る結果となりました。 ビーチング方式では、船体塗料を事前に除去するこ

No.	助言内容	助言への対応事項
		とはできないため、ビーチングや解体のプロセスにおいては船体塗料による汚染のリスクをゼロにすることはできませんが、本事業によるヤード改修や解体方法の改善により、解体作業に伴う汚染リスクは低下する見込みです。さらに船舶の有害な防汚方法の規制条約（AFS 条約）や POPs 条約による規制などを通して、今後有害塗料（TBT、PCBs、鉛など）を含んだ解体船舶は減少していくと考えられますので、将来にわたる塗料による汚染リスクは減少傾向にある旨、FR に記載します。 また、モニタリング計画には底質（重金属類、PCBs、TBT など）や底生生物を含めており、それらの結果から汚染状況を継続的に確認していく予定です。
5	既存資料等から周辺地域を含めたベースラインデータを整理し、生態系のモニタリング計画に底生生物の生息状況を含めるよう FR で提案すること。	EIA では植物プランクトン、動物プランクトンおよび底生生物のベースライン調査を実施しており、それらの結果を FR に記載します。供用時には、ベースライン調査と同様な方法で、植物・動物プランクトンおよび底生生物の生息状況を確認するためのモニタリングを実施することを GMB に提案し、FR のモニタリング計画に含めることの了解を得ています。
6	リサイクルヤード前面の底質の測定でカドミウムと鉛が比較的高い濃度で測定されており、実施機関や関係州政府機関に対し今後のモニタリング測定の実施を提案すること。	カドミウムと鉛を含む底質モニタリングを供用時のモニタリング計画に含めており、実施機関である GMB にも説明し了解を得ております。
7	一般廃棄物についての法令を FR の関連法令リストに追加すること。	一般廃棄物についての法令（Municipal Solid Wastes (Management and Handling) Rules 2000）を FR の法令リストに追加します。
8	焼却炉の建設との関連で、温暖化防止への対策について検討し、FR に記述すること。	導入予定の焼却炉は 5 トン/日の小型焼却炉です。廃棄物焼却における温暖化対策としては温室効果ガスの抑制のため、バイオマス発電による熱回収、熱供給、燃料製造等が中心となりますが、いずれも追加投資が改修できる一定規模以上のプラントで導入されるのが一般的です。本事業で導入予定の焼却炉で排熱回収を行うとすると技術的に小型すぎますが、流動床等の技術を導入し燃焼効率を向上させることを温暖化対策としています。
社会配慮		
9	第 1 回目の SHM で受けた「条約適合施設になるための技術水準を示してほしい」との参加者からの意見に対して、適切に対応するよう実施機関に申し入れること。	本要求はヤードのオペレーターが自らヤード整備を行うことを希望していたため、技術水準（設計）情報のみ提供して欲しいという要望を述べたものでした。本件は既に本調査で設計した条約適合のためのヤード改善案に基づき、70 ヤードの改善を本事業で行うことで了解されており、実施機関からも同改善案の技術的内容についての説明を第 2 回 SHM に

No.	助言内容	助言への対応事項
		てステークホルダーにしており、実施機関による対応は不要と考えます。
10	GMB による労働者居住施設（約 1,000 人収容）の改修計画は労働者の居住環境の大幅な改善が見込まれ環境社会配慮とも関連する課題であると考えられることから、GMB による住居改修計画が実施され改修の有効性が確認された暁には、その後追加で居住施設の建設が計画される際に本事業における工夫や改善点が活用されるよう、労働者の住みやすさの改善に関する考え方、具体的改善策について FR に記載すること。	本事業では、労働者居住施設の改善は実施しないこととなりましたが、労働者の住みやすさ等の改善点について、現状の居住環境との比較等を第 11 章の環境社会配慮に追記し、必要な改善点を記載しました。また、実施機関に対しては改修計画を進める際にはこれらの改善点を参考にしよう申し伝えます。
11	第 2 回目の SHM の実施結果について FR に記載すること。	第 2 回目 SHM は、SRIA、GPCB、シブプリサイクル業者、DISH などの主要なステークホルダーの参加のもと開催しました。本事業に反対する意見は特になく、主に事業内容に対して確認する質問が大勢を占めました。その中でオゾン層破壊物質の処理・処分方法および洋上廃油回収船の排水方法については GPCB から以下コメントがありました。 - 今後、オゾン層破壊物質（ODS）は、税関で回収しなくなる可能性がある。TSDF で ODS を処理できるようになるか？ - 洋上廃油回収船の処理水を沖合で放流する場合には、適用できる国内排水基準は存在しない。したがって領海内で排水する場合は問題になる可能性がある。 ODS の処理につきましては、上記の GPCB からのコメントを受け、2017 年 6 月に実施機関より検討の要望を受けたため、現在 TSDF の新規焼却炉で処理が可能か検討中です。洋上廃油回収船の処理水につきましては、適切な排水基準を設定し、基準値以下で排水できる処理装置を設置すると共に、オペレーション中は自動観測装置で排水濃度を常時確認します。さらに周辺でも定期水質モニタリングを行い、汚染状況を確認していく予定です。詳細は FR に記載します。
その他		
12	本事業ではアラン／ソシヤにおける全シブプリサイクルヤードの約 4 割の改修改善を行うものであるため、残りのリサイクルヤードの改善を担当する事業と連携を図りアラン／ソシヤにおける陸海岸域の汚染状況の変化を全体としてモニタリングする旨、FR に記載すること。	供用時のモニタリングは、本事業の改修対象ヤードに限定するものではなく、アラン／ソシヤのシブプリサイクルヤード全体を対象として計画しており、FR にその旨記載します。

以上

2017 年度 インド国「シップリサイクルヤード改善事業」
に係る主な確認済・指摘事項

1. 案件概要

(1) 事業概要

- ① 事業の目的：本事業は、グジャラート州アラン・ソシヤ地区において、シップリサイクル関連施設等を改善し国際条約に適合するシップリサイクル方法を導入することにより、シップリサイクルによる環境負荷の低減及び労働衛生の改善を図り、もって同州の環境保全と持続的産業発展に寄与するもの。

② 事業内容：

事業対象地	グジャラート州バブナガール県アラン/ソシヤ地区
土木工事、施設、機器等の内容	既存リサイクルヤードの改修（切断エリア/整理・保管エリアの被浸透性・高剛性のコンクリート床版化、コンクリート床板内に雨水集水用側溝・雨水改修タンク設置、船舶引揚げ用ウィンチの基盤整備）、解撤補助作業要機材の導入（大型クレーン、潮間帯清掃機）、海上・海浜環境設備の改善（洋上廃油回収船、多目的船、移動型油洗浄装置）、既存廃棄物処理施設の改善（高温焼却施設、圧縮機、オイルスラッジ処理装置、油水分離装置、汚水処理施設）、係留栈橋 ※1 コンクリートプラント、資材置場の一時設置は GMB 用地を使用する予定。 ※2 労働者用居住施設の改修等は、助言委員会 WG(DFR)開催時は事業対象に含まれていたが、ステークホルダーからの要望が取り下げられたため対象外となった。
コンサルティングサービス	詳細設計、入札補助、施工監理、環境・労働安全研修の実施等

(2) 事業実施体制

- ① 借入人：インド大統領 (President of India)
② 保証人：なし
③ 事業実施機関／実施体制：グジャラート州海事局 (Gujarat Maritime Board: GMB)
④ 他機関との連携・役割分担：シップリサイクル条約締結関連業務は海運省が実施
⑤ 運営／維持管理体制：改善ヤードについては GMB が、廃棄物最終処分場及び機材については民間の委託業者が運営を行う予定。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：A
② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる廃棄物処理セクターに該当するため。

2. 主な確認済・要確認事項

(1) 全般事項

確認済み事項	審査まで要確認事項
1) <u>EIA 報告書及び環境許認可</u> - 本事業の環境影響評価(EIA)報告書は 2016 年 11 月に環境森林気候変動対策省(MoEF&CC)より環境クリアランス(EC)および沿岸保全地域クリアランス(CRZ)を取得済。 - EC 発行の付帯条件として 33 項目の Specific conditions および 8 項目の General conditions が提示されている。 - EC、CRZ について、事業スコープの変更(ドライドックの建設および航路浚渫→係留栈橋のみに縮小)に伴う手続きが必要(審査後に GMB が対応)。 - 改修廃棄物処理施設(以下、TSDF)、改修ヤード及び仮設コンクリートプラ	1) <u>EIA 報告書及び環境許認可</u> - 環境森林気候変動対策省(MoEF&CC)より環境クリアランス(EC)を取得した際の付帯条件に対する対応方針およびその方針の実施を実施機関と合意する。 - EC および CRZ における事業スコープ変更手続きスケジュールを実施機関に確認の上、適切な変更手続きの実施について合意する。

ントについては、水質汚濁防止管理法及び大気汚染防止管理法に基づき、建設着工前にグジャラート州汚染管理局（以下、GPCB）から設立許可の取得が必要。また、操業開始前までに同法及び有害廃棄物管理規則に基づき GPCB から操業許可を取得する必要がある。	
2) 代替案検討 - 事業を実施しない案、および船舶解体方法について代替案検討が実施（現在約 130 のリサイクルヤードが操業しているアラン／ソシヤ地区においては、費用面、それに伴う経済面、また大規模な海上構造物工事が 1 キロに及ぶことから来る環境面等を考慮すると、全てをドライドック方式等の海上での建設工事を伴う方式に変更することは出来ず、アラン／ソシヤ地区においてはいずれの方式もビーチング方式を併用する必要があり、その前提でビーチング方式、ドライドック＋ビーチング方式、栈橋＋ビーチング方式、スリップウェイ方式間で比較）されており、技術面・経済面・社会面からビーチング方式が有利であるとしている。また、環境面では本事業で導入する改善手法を取り入れたビーチング方式であれば、有害物質はいずれの方式においても解体前に除去することになり優劣はないが、ドライドック方式は唯一船底塗料の完全除去が可能である点で有利である。しかしながら、今後その様な塗料を利用した船舶が減少することが予想されることからこの点におけるドライドックの優位性が下がる点、ビーチング方式以外は海上構造物の新設に伴う生物生息場の消失や初期・維持浚渫による水質汚濁が発生する点を考慮して、ビーチング方式がアラン／ソシヤにおいては総合的に最善であると判断されている。 - また、本地域における自然・社会条件も代替案検討項目に追加されていることを確認済。【助言 2】	2) 代替案検討 特になし
3) ステークホルダー協議(SHM) - EIA 通達 (EIA Notification 2006) に基づき、2015 年 10 月 20 日にアランの GMB 研修施設にて公聴会を実施済み。市民 69 名が参加。 - 協力準備調査の一環としスコーピング段階のステークホルダー協議を 2016 年 7 月 4 日にアランの GMB 研修施設にて実施済。参加者は関係機関、労働者組合、シブプリサイクル業者等計 27 名。GMB より事業概要・目的・プロジェクトスコープ等について説明があり、協議では沖合での廃油回収方法の検討等について要望が寄せられ事業計画に反映されている。また、労働者用居住施設の改善についても意見が寄せられた。 - DFR 段階のステークホルダー協議を 2016 年 11 月 17 日にアランの GMB 研修施設にて実施済。参加者は関係機関、シブプリサイクル業者等計 24 名。GMB よりプロジェクトスコープ及び JICA 協力準備調査における EIA 調査結果について説明。協議では、主に GPCB から許認可・基準値等についての情報共有およびヤード事業者から賃貸料・新規導入設備の利用料等についての質問が寄せられた。【助言 11】 - EIA 手続き上の公聴会および協力準備調査中のステークホルダー協議（計 2 回）において、事業に対する反対は確認されていない。	3) ステークホルダー協議(SHM) 第 1 回目のステークホルダー協議で受けた「条約適合施設になるための技術水準を示してほしい」という参加者からの意見に対する対応結果を確認し、必要に応じて実施機関への適切な対応を申し入れる。【助言 9】
4) 環境管理計画 (EMP)・環境モニタリング計画 (EMoP)、モニタリングフォーム - EIA では、供用後の EMP・EMoP についてのみ策定されており、一部スコープの変更も生じたため、協力準備調査にて工事中の EMP・EMoP を作成し、スコープの変更も反映されていることを確認済。 - 協力準備調査内で作成された EMP・EMoP に基づき本事業を実施することにつき GMB 承諾済。	4) EMP、EMoP、モニタリングフォーム - 緩和策、モニタリング項目、頻度、方法、実施体制、予算等を含めた環境管理計画および環境モニタリング計画を確認の上、合意する。 - 事業開始後、環境管理計画やモニタリング計画が大幅に更新された際は JICA に共有することを合意する。
5) モニタリング - 本事業は、工事中は施工管理業者および工事業者が大気質、水質、騒音、廃棄物等についてモニタリングし、供用開始後は GMB・TSDF オペレーター・ヤードオペレーター等が大気質、水質、土壌、労働安全等についてモニタリングする。 - 供用時のモニタリングは、アラン／ソシヤにおける陸海岸域の汚染状況の変化を全体としてモニタリングする計画となっていることを確認済。【助言 12】	5) モニタリング - 事業実施中/供用後のモニタリングにかかる予算確保について確認の上、合意する。 - 工事中及び供用後における環境社会配慮の実施体制を確認の上、合意する。 - 事業実施中/供用後の JICA へのモニタリング結果報告について、モニタリングフォームおよび報告頻度等を確認の上、合意する。

	・モニタリング項目について現地の分析機関にて対応可能か再確認の上、必要に応じて支援策について検討する。 ・モニタリング結果確認の際の基準/目標値について再確認する。
6) 情報公開 ・承認済 EIA につき、2016 年 11 月 16 日に JICA HP にて公開済。 ・GPCB がウェブサイトにて EIA(英語)を公開済。 ・補足調査結果(工事中の環境管理計画/モニタリング計画を含む)も併せて公開するよう申し入れ済。GMB が調査内容・結果を確認後、公開される。 ・モニタリング結果の現地における公開および JICA HP での公開につき、実施機関と合意済。	6) 情報公開 ・補足調査結果の現地での公開状況(工事中の環境管理計画/モニタリング計画を含む)について確認の上、未公開の場合は公開方法・公開時期の予定につき合意する。 ・再承認後の EIA の現地での情報公開方法・公開時期および JICA HP での公開について合意する。 ・現地でのモニタリング結果の公開および JICA HP での公開につき改めて確認の上、合意する。

(2) 汚染対策

確認済み事項	審査まで要確認事項
1) 汚染対策全般 ・ピーチング方式を前提としているため、完全な環境汚染防止は困難であるが、本事業によりリサイクルヤードのコンクリート舗装と大型クレーンの利用等の現在考えられうる最善且つ現実的な対策が導入される。 ・各ヤードの汚染対策は、GMB および GPCB により指導されているものの、現状の対策レベルは自主的にコンクリート舗装等の環境対策実施済で認証取得済のヤードもあれば、認証取得出来ないヤードもあるなどばらつきがある状況。 ・本事業の施工監理コンサルタント TOR に環境および労働安全にかかる研修の実施が含まれる。	1) 汚染対策全般 ・GMB および GPCB による各ヤードの管理体制について確認するとともに、必要に応じて強化が必要だと思われる点について環境管理に係る研修の実施内容に反映し、実施機関と合意する。
2) 大気質 ・工事中は、資材輸送、掘削や整地作業、コンクリートプラントの操業に伴い、粉じんや排ガスの発生が想定されるため、車両の定期的なメンテナンス、荷台の被覆、散水、コンクリートプラントを居住区等から 200m 以上隔離させる等の緩和策が実施される予定であることを確認済。 ・供用後は TSDF に追加で導入される焼却施設からの排ガス、船舶解体時のアスベスト・冷媒の取り扱い等による影響が想定されるが、排ガス処理装置の導入、適切な対策を講じたアスベスト除去作業の実施や冷媒処理の専門業者への委託等の緩和策が実施される予定であることを確認済。	2) 大気質 ・特になし
3) 水質 ・工事中は、掘削土およびコンクリート洗浄水に伴う水質汚染が想定されるため、掘削土のヤード内での再利用(掘削土上部は別途被覆)およびコンクリートプラント内での排水処理等の緩和策が実施される予定であることを確認済。 ・供用後は、潮間帯およびヤード内における船舶解体作業、洋上廃油回収船作業中の事故や TSDF 汚水処理施設からの排水による水質汚濁が想定されるため、移動式油洗浄装置や大型クレーンの利用、ヤードに導入される雨水排水口の定期的な清掃、事故対策としてのオイルフェンスの設置、国内排水基準以下での排水等の緩和策が実施される予定であることを確認済。また、洋上廃油回収船から排出される処理水については、適切な排水基準を設定し、基準値以下で排水できる処理装置を設置すると共に、オペレーション中は自動観測装置で排水濃度を常時確認される予定であることを確認済	3) 水質 ・TSDF からの排水先および排水先の水利用状況について確認の上、適切な排水処理および排水の実施を実施機関と合意する。
4) 底質 ・工事中は、本事業による底質汚染の要因となる作業は生じない。 ・供用時は、本事業により水質汚染のリスクが減少し、船舶塗料に含まれる有害物質による汚染リスクは、多くの船舶が非鉛塗料の採用やトリブチルスズ(TBT)の禁止により今後の汚染は限定的となると推察される。、以上の傾向から、底質も徐々に改善することが見込まれる一方、船底塗料の剥離等による底質汚染の可能性は完全にゼロにすることはできないため、定期的な底質モニタリングが実施されることを確認済。【助言 4】 【助言 6】	4) 底質 ・特になし

5) 土壌 ・ 工事中は、掘削土および油漏洩による土壌汚染が想定されるため、掘削土のヤード内での再利用（掘削土上部は別途被覆）および専用施設もしくは流出対策を施した上で工事車両の定期的なメンテナンスの実施等の緩和策が実施される予定であることを確認済。 ・ 供用時は、ヤード内における船舶解体作業により土壌汚染のリスクがあるため、各ヤードに油流出対応キットを常備する等の緩和策が実施される予定であることを確認済。	5) 土壌 ・ 特になし
6) 廃棄物 ・ 工事中の廃棄物は国内法に基づき施工業者が工事廃棄物管理計画を策定の上、処分される予定であることを確認済。 ・ 供用後は、TSDF 新規導入施設において、スラッジや焼却灰が発生するため、管理型埋め立て処分場で処分される。また、船舶解体に伴う廃棄物は分別され従来通り処理・処分されることを確認済（絶縁ケーブル等の低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有の可能性がある廃棄物については、新規焼却炉において燃焼されるが日本国内の焼却基準を満たす設計であることを確認済。アスベストは除去現場にて二重袋に包み、その状態のまま TSDF にてコンクリート固化による処分が行われる）。 ・ 供用後に関連して、現在各ヤードから税関が回収しているオゾン層破壊物質（ODS）について、2 回目のステークホルダー協議にて今後税関による回収がなくなる可能性があることを GPCB より情報提供があった。それをうけて実施機関より調査団に新規焼却施設において ODS の燃料処理が可能か否かの検討依頼があった。	6) 廃棄物 ・ ODS の処理にかかる調査団の検討結果および ODS の取り扱いにかかる今後の見通しを実施機関に確認の上、今後の ODS の処理に支障が出ないよう、適切な対応の実施を実施機関と合意する。
7) 騒音・振動 ・ 工事中は、工事車両等による騒音の影響が予測されるため、国内車両騒音基準に準拠した工事車両の利用、車両の定期的なメンテナンス等の緩和策が取られる予定であることを確認済。 ・ 供用後は、クレーン等重機および大型車両による騒音の発生が想定されるが、本事業による顕著な騒音源は発生しないため、将来も現在と同等の騒音レベルが維持されることが想定されることを確認済。	7) 騒音・振動 ・ 特になし
8) 温暖化 ・ TSDF に導入される新設焼却炉に関する温暖化防止対策については、小型焼却炉のため排熱回収は難しいが、流動床等の技術により温暖化対策が図られることを確認済。【助言 8】	8) 温暖化 ・ 特になし

（３）自然環境

確認済み事項	審査まで要確認事項
1) 保護区 ・ 事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定されることを確認済。	1) 保護区 ・ 特になし
2) 生態系 生態系（海中） ・ 事業周辺海域において、植物プランクトン、動物プランクトン、ベントスの調査が実施されており、底生生物の生物量および多様性ともに低いことが確認されている。本事業の実施により、船舶解体に伴う水質・底質汚染リスクは減少し、生物の生育環境が徐々に改善することが見込まれるが、船底塗料の剥離による汚染リスクは残るため、定性生物の生育状況を含む海洋生物のモニタリングが実施されることを確認済。【助言 5】 生態系（陸上） ・ 事業サイトの沿岸域において、陸域の動植物相調査が実施されているが、IUCN の希少種は確認されていないことを確認済。	2) 生態系 ・ モニタリングの内容を含め、自然環境面の影響が最低限であることを改めて確認の上、実施機関と合意する。
3) 地形・地質 ・ 工事中は、既存ヤード及び TSDF 内で実施されるため特段の影響は想定されないことを確認済。 ・ 供用時は、計画されている栈橋は橋脚間隔が広く、栈橋延長も比較的短いいため沿岸漂砂の阻害は想定されないことを確認済。	3) 地形・地質 ・ 特になし

（４）社会環境

確認済み事項	審査まで要確認事項
1) 用地取得・住民移転 ・本事業は既存の施設内での改修工事の為、用地取得および住民移転を伴わない。また、棧橋から既存道路までのアクセス道路の拡幅に際しても、用地取得・住民移転が無いことを確認済。	1) 用地取得・住民移転 ・特になし
2) 生活・生計 ・本事業で影響を受け得る社会的弱者はヤード労働者（多くが季節性労働者）であるが、船舶解体をストップしない様ヤード内を工区割して施行するため、ヤード労働者が失職することはない見込みであることを確認済。 ・現状リサイクルヤード後背地にある労働者の居住環境は、GMBにより給水施設及び共同トイレが整備されているものの利便性の悪さが労働者から指摘されている。また、GMBが建設中の労働者用居住施設は大部屋で地域・宗教・カーストが異なる労働者にとっては利用しづらいものであることが労働者組合より指摘されており改修が計画されていることを確認済。	2) 生活・生計 ・WG (DFR)時は事業スコープに含まれていた労働者用居住施設の改修等については、ステークホルダーからの要望が取り下げられたため事業スコープ外となった。本調査で確認された具体的改善策を考慮の上、労働者の居住環境改善に努めるよう実施機関に申し入れ、実施機関が本事業外で行う労働者の居住環境改善にかかる取組状況もモニタリング対象とすることを実施機関と合意する。【助言 10】
3) 少数民族、先住民族 ・本事業対象地域では、少数民族・先住民族は確認されていないこと確認済。	3) 少数民族、先住民族 ・特になし
4) 文化遺産 ・本事業周辺に文化遺産は確認されていないことを確認済。	4) 文化遺産 ・特になし
5) 感染症(HIV/AIDS) ・アラン／ソシヤ地域における HIV 感染率は 2004 年の調査結果では、0.70%とインド全体およびグジャラート州の平均値より高く、性産業を生業とするものも出入りしていることを確認済。 ・工事中は、公示労働者の流入により HIV 等の感染症が増加するリスクがあるため、工事業者が労働者向けの啓蒙活動・行動規範を含む HIV/AIDS 抑止計画を策定される予定であることを確認済。 ・供用時も、引き続き HIV の蔓延防止のため、現在 GMB による HIV/AIDS の教育・啓発プログラムが実施されていることを確認済み	5) 感染症(HIV/AIDS) ・GMB による HIV/AIDS の教育・啓発プログラムが継続されることを確認し、実施機関と合意する。
6) 労働安全(労働者の健康、労働事故) ・供用時の労働安全対策は、GMB および工場安全衛生局（以下、DISH）によりモニタリングがなされているものの実施主体は各ヤードに委ねられている。 ・工事中は、ヤードの操業を止めないよう船舶解体作業と並行して行われる。工事中の労働事故のリスクがあるため、工事業者が安全対策、労働安全に係る教育・研修計画等を含む労働安全計画を策定される予定であることを確認済。 ・供用時は、船舶解体時の労働事故および健康被害発生リスクがあるため、労働安全研修の実施、保護区の着用等の緩和策を実施される予定であることを確認済。 ・アスベストに関して、現行のアスベスト除去においては一定の対策（訓練された労働者のみ作業、防護服の着用、湿潤化、隔離された部屋での除去等）が取られており、労働者がアスベストを著しく吸引している状況ではないことを確認済。 ・本事業の施工監理コンサルタント TOR に環境および労働安全にかかる研修の実施が含まれる。	6) 労働安全(労働者の健康、労働事故) ・GMB および DISH によるヤードの労働安全管理体制について確認するとともに、必要に応じて強化が必要だと思われる点を労働安全に係る研修の実施計画に反映し、実施機関と合意する。

以上

モニタリング段階における 環境社会配慮助言委員会 への報告について

2017年7月
JICA審査部

1. 環境社会配慮ガイドライン

2.7 環境社会配慮助言委員会による助言

1. 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。（以下、略）

3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認

7. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。

2. 助言委員会の設置要項と運用目安

2. 委員会の業務

2-2) モニタリング段階

・上記2-1) (環境レビュー段階) で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。

3. 環境社会配慮モニタリングをめぐる状況

2014年6月以降、半年ごとに全体報告を行うとともに、個別案件のモニタリング結果として6件を報告。この間、以下のような課題を把握するとともに改善策を検討。

(課題)

- モニタリング報告書の提出が滞る傾向
- 提出されたモニタリング報告書に多くの不備が見られる
- 公開されているモニタリング報告書の数が少ない



(背景)

- モニタリングに対する実施機関の意識の低さ
- 実施機関のモニタリング体制が脆弱
- 実施機関の能力不足(特に環境面で測定機器の不足、技術者の不足)

◎改善策◎

- 審査時や出張時にセミナーを開催する等、意識啓発を行うとともに透明性確保の重要性について働きかけ
- 施工監理コンサルタントの業務として明示し、実施機関を支援
- 研修等を通じて実施機関の能力を強化

4. 助言委員会でのこれまでの報告（試行）

2014年6月以降、モニタリング結果の助言委員会への報告方法として、以下のとおり試行的に実施。

- 報告頻度：半年に1度（6月及び12月）
- 報告内容：①全報告対象案件のリスト及び進捗状況
②個別案件のモニタリング結果
（公開を合意している案件のみ）
- 個別案件の報告のタイミング：合意文書締結後、最初に提出されたモニタリング結果を報告（環境面、社会面問わず）

5. 助言委員会報告における課題

これまでの試行の結果、助言委員会でのモニタリング報告について以下のような指摘及び課題あり。

- モニタリング結果の公開が（義務ではなく）努力義務とされていることについて、実効性に疑問
- 非公開の場合であっても助言委員会には報告をするべきではないか
- 初回のモニタリング結果を報告した後の状況について、どのようにフォローすべきか
- （初回にこだわらず）モニタリング結果の内容がわかる段階になってから報告すべきではないか
- 今後、モニタリング段階に入る案件数が増加し、モニタリング報告の件数が増加することが想定されるため、これまでのように年2回にまとめて報告する場合、特定回の助言委員会に過度な負担がかかる可能性

6. 今後の対応方針(案)

これまでの試行結果及び前述の課題を踏まえ、今後、モニタリング結果の公開・助言委員会報告に係る対応方針として以下のとおり実施することとする。

- 今後も審査時等にモニタリング結果の公開について相手国等に働きかけ、公開を促す。
- 助言委員会報告は引き続き公開情報に基づいて実施する。
- モニタリング監理の強化(実施機関の意識啓発・能力強化等)を通じてモニタリング結果の適時適切な取り付け・確認を行う。
- これまで試行として行ってきた、各案件について助言委員会への報告を1回のみ行う運用を本格導入する。

6. 今後の対応方針(案)(つづき)

- 報告のタイミングについては、各案件の状況を勘案し、環境・社会モニタリングの両方において、一定程度情報が出そろった段階とし、これまでのように6月・12月の助言委員会にこだわらない。
- モニタリング結果の報告以後は、モニタリング報告書を継続的にJICAウェブサイトに掲載することによりAccountabilityを確保する。
- 全報告対象案件の進捗状況報告はこれまでどおり半年ごと(6月、12月)に行う。また、進捗状況報告の中で、モニタリング結果の報告に対する助言委員からの主な指摘事項への対応状況について、環境社会配慮監理課から報告する。

7. 前回の助言委員会における議論の要旨①

(長谷川委員)

- (環境モニタリングに関し、)測定機器や専門技術者が必要とのことで、仮にコンサルタントがモニタリングを実施するのであれば、そのための経費については真剣に考える必要がある。

(事務局回答)

⇒審査時に実施機関との間で環境モニタリング計画を議論する際に、モニタリングに必要な予算や機材を当該計画の中に明記した上で、合意し、必要な予算措置などを含めて実施を担保するように努めている。

7. 前回の助言委員会における議論の要旨②

(森委員)

- 事後評価の際に環境社会配慮についても確認することが重要。また、環境・社会モニタリングと苦情処理メカニズムを上手くリンクさせることが重要。

(松本委員)

- ADBはEnvironmental Social Monitoring Reportを公開しており、世銀よりも進んでいる。ADBはフォーマットを決めてモニタリング報告をさせており、先行するADBと相談しながら同じような項目でうまくモニタリング報告ができるかなど、ガイドラインの次期改定に向けて少しずつ準備を始めるべき。

7. 前回の助言委員会における議論の要旨③

(林委員)

- (バヌアツ国「ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業」に関連し) 今後サンゴ礁のオフセットを進めることを考える場合、モニタリングは極めて重要な位置づけにある。何年モニタリングをし、どの程度の成果がどの段階で出たかということをしっかり管理することが重要。

(事務局回答)

⇒オフセットについては、本事業を先行事例としてしっかりモニタリングをしていく考えであり、また機会を設けて報告する予定。

改訂 2017 年 4 月 14 日
JICA 環境社会配慮助言委員会
JICA 審査部

環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

1. 全体会合
2. ワーキンググループ(WG)
 - (1) 全体事項
 - (2) 事前準備
 - (3) WG 会合の開催
 - (4) WG 助言案取りまとめ
 - (5) 事前コメントへの回答表の最終化
3. その他
 - (1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い
 - (2) 臨時委員の活用と選考方法について
 - (3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針
 - (4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について
 - (5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

別紙 1 ワーキンググループ(WG)事前資料に対するコメント及び助言案確定段階におけるメール配布先及び送付手順について(2011 年 9 月 2 日改訂)

別紙 2 助言委員会の運営

別紙 3 概要不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について(2011 年 7 月 11 日)

別紙 4 JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会 WG 会合の実施について(2011 年 12 月 19 日)

別添 1 事前質問・助言案フォーマット

別添 2 情報公開法における不開示情報

1. 全体会合

(1) 全体会合での案件概要説明

環境社会配慮助言委員会・案件概要説明の資料構成イメージ

JICA は、WG 会合の日程及び担当委員を割り当てる全体会合で、案件概要説明を行う。その際、助言を求める事項を WG に提示する。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	・WG 会合の日程及び担当委員の割り当て ・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有	・事業概要(案件の必要性、意義等の背景、サイト状況、助言が求められる事項、留意点等) ・助言を求める主な事項 ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外<案件概要資料(1)>参照 ・JICA が説明。(JICA 側が希望する場合、コンサルタントから補足説明を行うことも可とする。)
↓	資料の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付、JICA による回答表の作成		
WG 会合 (助言案作成)	・回答表を基に、資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答表を基に回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外<案件概要資料(2)>参照 ・JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	—	・資料構成は表外<案件概要資料(3)>参照

<案件概要資料(1)> (全体会合 (WG 割当)) (全体で 4 枚程度)

- ・ 案件の背景、調査の位置づけ、(M/P 等があれば案件の必要性・意義もより具体的に説明)
- ・ 国／対象地域、事業概要、助言の範囲(スコーピング／最終報告書ドラフト)、助言を求める事項(≡カテゴリ A の理由)
- ・ 対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
- ・ 備考(適用 GL 等)今後の想定スケジュール

<案件概要資料(2)> (WG 会合(助言案作成))

- ・ スコーピング案策定にかかる事前配布資料(環境社会配慮にかかる調査対象範囲の明確化含む)(スコーピング案説明時)
- ・ 環境影響調査結果を反映した評価等の事前配布資料(最終報告書案説明時)
- ・ 事前コメント(質問、助言案)への回答表
- ・ 事前質問等に対する回答を説明するための補足資料(必要に応じて)

<案件概要資料(3)> (全体会合(助言文書確定))

- ・ WG(及びその後のメール審議)で、WG 担当委員によってとりまとめられた助言案
- ・ WG の論点及び事前コメント(質問、助言案)への回答表

(2) モニタリング段階の報告**モニタリング段階における説明の資料構成イメージ**

JICA は、全体会合で、モニタリング結果の概要説明を行う。

その会合でワーキンググループ会合が行われることになった場合、モニタリング結果に関する詳細な説明を行う。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有 ・WG 会合の日程及び担当委員の割り当て ・この会合で助言文書をまとめる場合は、委員会側で取り纏め。	・案件概要(事業の内容、サイトの状況、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等) ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外 ・<モニタリング結果概要資料>参照 ・JICA が説明
↓	資料(モニタリング結果説明資料)の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	・資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外 ・<モニタリング結果説明資料>参照 ・JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	—	JICA からの説明はなし。

<モニタリング結果概要資料> (業務主管部が作成し、全体会合 で説明)

- ・ 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等

<モニタリング結果説明資料> (業務主管部が作成し、WG 会合で説明)

- ・ 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、主な環境社会配慮事項、懸案事項、原因の分析、緩和策、実施スケジュール、実施機関との合意、進捗状況、委員会からの質問・コメントへの回答等

モニタリング段階における報告のタイミング

- ・ モニタリング結果の報告対象案件につき、各案件の状況を勘案し、環境・社会モニタリングの両方において、一定程度情報が出そろった段階で、1 回のみ報告する。(それ以降は、当該案件のモニタリング報告書を継続的に JICA ウェブサイトに掲載する。)
- ・ 全報告対象案件の進捗状況は、半年ごと(6 月、12 月を目安とする)に報告する。また、本進捗状況報告の中で、個別案件のモニタリング結果の報告に対する助言委員会からの主な指摘事項への対応状況について、環境社会配慮監理課から報告する。

(3) 担当 WG 委員の選定方法について

原則年度当初に当該年度の WG 開催日時を仮決定するとともに、全助言委員をグループ分けし(1 グループ 4 名程度。固定する必要はない。)、各グループの WG 会合開催日を割り当てる(各グループには、3~4 週間に 2 回程度の WG が割り当てられる。)。各委員は、自分が属するグループの担当 WG 会合への出席予定を予め押さえておくこととする。ただし、予定されていた委員が諸事情により担当 WG 会合に出席できない場合、予定されているグループに属さない委員が(案件の内容等に鑑みて)担当外の WG への出席を希望する場合は、この限りではない。

スコーピング案段階の WG 会合を開催している案件については、スコーピング案段階を担当した委員が最終報告書ドラフト段階の WG 会合の担当委員となるように努める。そのため、可能な限り同一案件のスコーピング案段階の WG 会合と、最終報告書ドラフト段階の WG 会合の開催曜日を揃える。

なお、年度途中に助言委員の変更があった場合は、助言委員のグループ分け及び担当 WG の割り当てを適宜変更することとする。

(4) WG 会合への参加方法

WG 会合は、原則 JICA の本部または研究所で開催するが、WG 担当委員が遠方に居住している等の理由により、他の場所(JICA 国内機関)からの参加を希望する場合、WG 会合開催場所と当該 JICA 国内機関とのテレビ会議システムの接続が可能であれば、同国内機関から WG 会合に参加することができる。

(5) 助言案に対する JICA の対応について

WG 担当委員から対応が困難と考えられる助言案が提出された場合、WG 会合において事前コメントへの回答表及び協議を通じて、その旨説明する。

助言確定後、助言への対応が困難であることが明らかになった場合、JICA は環境社会配慮助言委員会(以下、「委員会」という。)委員長及び WG 主査にその旨報告のうえ、善後策について検討する。

2. ワーキンググループ(WG)会合

(1) 全体事項

1) WG 会合の開催回数

各案件の助言案は、原則 1 回の WG 会合(及びその後の担当 WG 委員によるメール審議)で取りまとめることとする。

ただし、1 回の WG 会合とメール審議のみでは助言案の取りまとめが困難であると考えられる場合、WG 担当委員は、1 回目の WG 会合において、2 回目の WG 会合開催の是非について協議することとする。その協議を受けて、委員会事

事務局(以下、「事務局」という。)が2回目のWG会合開催が必要であると認めた場合、WG担当委員は助言文書確定予定の全体会合までに再度WG会合を開催することができる。(3回目以上についても同様。)

なお、同一案件についてWG会合を複数回開催する場合であっても、原則WG主査は、助言文書確定予定の委員会全体会合までに助言案を提出しなければならない。

2) WG会合の開催通知

以下について、JICAはWG会合の28日前までに委員会向け通知する。

- ① 全体会合で開催が通知されていない案件についてWG会合を開催する場合
- ② 全体会合で開催が決定された案件のWG会合をキャンセルする場合
- ③ 1.(2)により助言委員への出席依頼がなされているWG開催予定日に、WG会合が開催されない場合

3) WG会合における助言委員の人数と構成

WG会合における助言委員の数は、原則4名以上とする。その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換え等により可能な範囲で人数の調整を行う。

なお、担当WG委員確定後、担当委員がやむを得ずWG会合を欠席する場合、欠席する委員の事前質問等については、

- ✓ WG会合における議論を望む重要な事項がある場合、欠席する委員は事前に他のWG参加委員にその点を明示した上で事前質問を提出し、WG当日の議論を依頼する。
- ✓ WG会合における議論の結果を踏まえ、WG(主査)の判断により同事項を助言案や論点として残すかを決定する。

(2) 事前準備

1) 事前コメント(質問、助言案)及び回答作成について

WG会合での議論を効率的に進めるため、JICAは、WG担当委員に助言を求める事項を明確にする(スコーピング案、最終報告書案に対する助言等)。

事前コメント(質問、助言案)及び回答作成のフロー、日数、方法を以下のとおりとする。

WG会合の事前配布資料は電子データにてWG会合開催の14営業日前(WG会合当日は含まない。以下同様。)に、別紙1に基づきWG担当委員に配付する。他の委員には要望に応じて別途配布する。WG担当委員には、要望に応じ、WG会合資料一式のうち付属資料等を除いた部分のコピー(モノクロ)を送付する。(なお、最終報告書ドラフト段階のWGの事前資料配布時に、スコーピング案段階のWGにおける質問回答表を併せて送付する。)

WG担当委員は、事前配布資料を受けて、事前コメント(質問、助言案)を別添1の様式により作成し、WG会合開催の7営業日前までに事務局あてに送付する。JICAは事前コメントへの回答表を作成し、WG会合開催の前日までに

WG 担当委員あてに事前送付するとともに、WG 会合当日に、WG 担当委員に配布する。(別紙 2 参照)。

(3) WG 会合の開催

1) WG 会合での説明

JICA は、特に WG 担当委員からのコメントに対する回答表を WG 担当委員宛て事前送付しているため、WG 会合効率化のため、回答表の読み上げを行わず、委員が事前配付資料を読み込んでいることを前提に、WG 担当委員からのコメントに対する回答表への更なる質問に対して説明を行うこととする。

2) WG における論点の確認

事務局は WG 会合の終了時に WG のポイントとなる項目を挙げて、WG 担当委員の確認を経る。

WG 会合から 1 週間以内を目途に事務局が WG の論点案を作成し、メールで WG 担当委員の確認に付す。WG 担当委員は主として内容的な確認を行う。

(4) WG 助言案取りまとめ

1) 助言案取りまとめ

事務局は WG 会合後に、WG の協議結果を受けて体裁・表現のみ修正した助言の作業ファイルを作成し、別紙 1 に基づき WG 担当委員に送付する。WG 担当委員は、事務局から受領した作業ファイルをもとに、必要に応じてメール審議を行う。WG 主査は、助言のとりまとめを行う。

WG 会合開催後のメールベースの助言案取りまとめ基本フローは以下のとおり。

- ① 事務局→主査(WG の作業ファイルの送付)
- ② 主査→担当 WG 委員→主査(追加コメント確認、助言案の取りまとめ)
- ③ 主査→事務局→全委員(取りまとめられた助言案の送付)

2) 助言文書の表記

助言の作業ファイルには、議論の対象となった資料、WG 担当委員、WG 会合の開催日時、場所、適用ガイドライン名を記載し、確定した助言文書には、助言文書を確定した全体会合の開催日時及び場所を追記する。

2010 年 8 月 * 日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦

担当ワーキンググループ主査 石田 健一

スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査
(協力準備調査)

スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時: 2010 年 7 月 20 日(火)14:00~16:30
- ・場所: JICA 研究所 (会議室: 2 階 201AB 会議室)
- ・ワーキンググループ委員: 石田委員、田中委員、原嶋委員、村山委員
- ・議題: スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料: 1)スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査助言委員会資料
2)WG 会合説明用パワーポイント資料
- ・適用ガイドライン: 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月)
(助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行う)

全体会合(第 2 回委員会)

- ・日時: 2010 年 8 月 2 日(月)10:00~12:50
- ・場所: JICA 研究所(会議室: 2 階 大会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言案を確定した。

助言

全体・代替案

1.

(5) 事前コメントへの回答表の最終化

1) WG の議論の反映

JICA は、事前コメントへの回答表を、必要に応じ WG 会合の議論及びその後のメール審議を踏まえ最終化する。

2) 全委員への共有及び公開

事務局は、当該 WG の助言案確定を行う全体会合に際して、全委員宛に最終化した回答表を事前にメールで送付し、必要に応じて全体会合当日にスクリーンに投影する。なお、回答表は助言確定後、必要に応じて全体会合の議論を反映させた上で、確定版の助言、WG の論点と共に公開される。

3. その他

(1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い

旧 JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき開催される委員会については、JICA から委員会に対して諮問を行い、委員会から答申を受ける。

フローは以下のとおり。

- ① JICA から、諮問に関する文書を委員会委員長あて送付
- ② WG 会合で答申案を協議
- ③ 全体会合において答申を確定(現行の委員会運営と同じ要領)
- ④ 委員長名で答申書を JICA あて送付

なお、有識者委員会における議論の結果及び旧審査会運営要領を踏襲し、以下の段階で JICA から諮問し、委員会から答申を受ける。

- a. 開発調査、開発計画調査型技術協力：
スコーピング案、最終報告書ドラフトの段階で諮問と答申を行う
- b. 協力準備調査(有償資金協力)：
フィージビリティ調査のスコーピング案の段階で助言委員会の助言を得る
- c. 協力準備調査(無償、技協)：
スコーピング案の段階で諮問と答申を行い、最終報告書ドラフトの報告を行う

(2) 臨時委員の活用と選考方法について

現行の委員会で対処できる範囲外の専門知識・経験が求められる案件については、助言を十分に検討するため、臨時委員により専門分野を適宜補強することが望ましい。

【補充すべき分野の例】

水理・水文(港湾、海岸、河川)、生態系(希少種)、文化遺産、先住民族

必要に応じ、以下の手順で臨時委員を選考・委嘱し、委員会の機能を補強する。

1) 規定

『補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。』(「環境社会配慮助言委員会の設置要項」より)

2) 候補者の検討

臨時委員という特性上、選定の迅速性と、委嘱が一時的であることを考慮し、助言委員または JICA の提案により候補者を立てる。

3) 臨時委員の選考

候補者の選考は、原則として、委員長及び副委員長の 3 名に一任する。選考結果は選出者の経歴等とあわせて委員に報告し、「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に従い、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認する。

4) 委嘱条件

委嘱は案件ごとに行い、臨時委員の全体会合への参加は必須としない。

(3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

1) 基本方針

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づき、情報公開に係る基本方針を次のとおりとする。

a. 委員会の会合

- ・委員会の全体会合はすべて公開で行われる。
- ・WG 会合は原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

b. 会合の議事録

- ・全体会合について議事録を作成し、出席者に確認の後、ウェブサイト上で公開する。
- ・WG 会合については、WG 担当委員からの事前質問への回答表、助言文書、WG の論点を公開する。

c. 委員会の配布資料

- ・全体会合及び WG 会合における配付資料もウェブサイト、またはその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

なお、(メール審議等)全体会合または WG 会合以外の場で審議を行った場合には、後日、会合の場でその要旨を報告することにより情報公開する。

2) 不開示とする場合の判断基準

会合、議事録、配付資料について、情報公開法(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号))及び国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づき以下の情報は非公開となっている。

a. 情報公開法に基づき不開示とする情報(別添 2 参照)

- ・審議、検討又は協議に関する情報(その三)
- ・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(その二)
- ・他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利益を被るおそれのある情報(その四)
- ・個人情報(その一)

b. 環境社会配慮ガイドラインに基づき不開示とする情報の例(別添 2 参照)

- ・(競争関係を踏まえ、)相手国等の商業上等の秘密(入札関連情報)

助言の検討において、不開示情報に言及する必要がある場合は、WG において検討することとし、必要に応じ WG 会合の一部を非公開とする(具体的な手続きは別紙 3 のとおり。)

なお、委員会会合はすべて公開の下で開催されることから、原則委員会会合の配付資料には上記情報は含めないが、含まれる場合は委員限りとして資料配布することとする。

3) WG 会合配付資料等の公開方法

全体会合及びWG会合の配付資料のうち、上記 a.不開示情報に該当しないものについては、基本的にウェブサイトで公開する。ただし、最終報告書等がウェブサイトで公開される以前の段階の資料については、ウェブサイトでの公開ではなく、求めに応じて閲覧を許可する対応とする。

委員会配布資料の公開方法の例

委員会(全体会合または WG)での配布が想定される資料	公開有無/公開方法
協力準備調査/開発計画型技術協力	
・環境社会配慮調査のスコーピング案	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の各段階における報告書ドラフト	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の最終報告書	開示／ウェブサイト
環境レビュー	
* 環境レビュー前にウェブサイト公開される資料	
・環境社会配慮文書等(EIA、RAP 等)	開示／ウェブサイト
・環境社会配慮文書等の翻訳版(相手国の了解を前提に公開)	
(協力準備調査を実施した場合)	開示／ウェブサイト
・協力準備調査の最終報告書もしくはそれに相当する文書	
* 委員会で配布される可能性がある資料	
・上記資料と同一あるいは最終報告書ドラフト	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮文書等の翻訳版(公開について相手国の了解が得られない場合)	不開示 (委員限り資料として配布)
モニタリング	
・相手国等によるモニタリング結果(相手国等で一般に公開されている範囲で公開)	開示／ウェブサイト
各段階共通	
・全体会合、WG 会合で配布した補足説明資料	開示／ウェブサイト
・助言案(全体会合での配付資料)、確定した助言	開示／ウェブサイト

4) オブザーバーへの対応方法

会合は傍聴を可とし、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。ただし、会合の妨害を行った者はこの限りではない。

会合で委員限りとする資料以外の配付資料は、オブザーバーにも配布できる。

(4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づけば、「国際協力機構が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会」とあることから、助言を得るための協力事業等の議題については JICA が提示する。

仮に、助言委員からの議題提案がなされる場合、助言委員は全体会合 2 週間前を目安として JICA へ連絡し、JICA は委員長と相談の上、議題の採否を含めた対応を検討し、その結果を議題を提案した委員へ回答する。

(5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)によると、「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。」とある。また「環境社会配慮助言委員会の設置要項」には「2. 委員会の業務」「(1) 対象とする事業」として「カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件」とあり、また「委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。」とある。

そこで、助言委員会におけるカテゴリ B 案件の取り扱いについては、助言委員が助言委員会で取り上げるべきカテゴリ B 案件がある場合に、JICA に連絡することで以下の通り、検討の手続きを行うこととする。

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応概要

公開中のカテゴリ B 案件情報*より、助言委員が助言が必要と考えられる案件について理由と共に JICA に連絡



JICA は正副委員長と確認・相談の上、全体会合での議題としての採否を検討



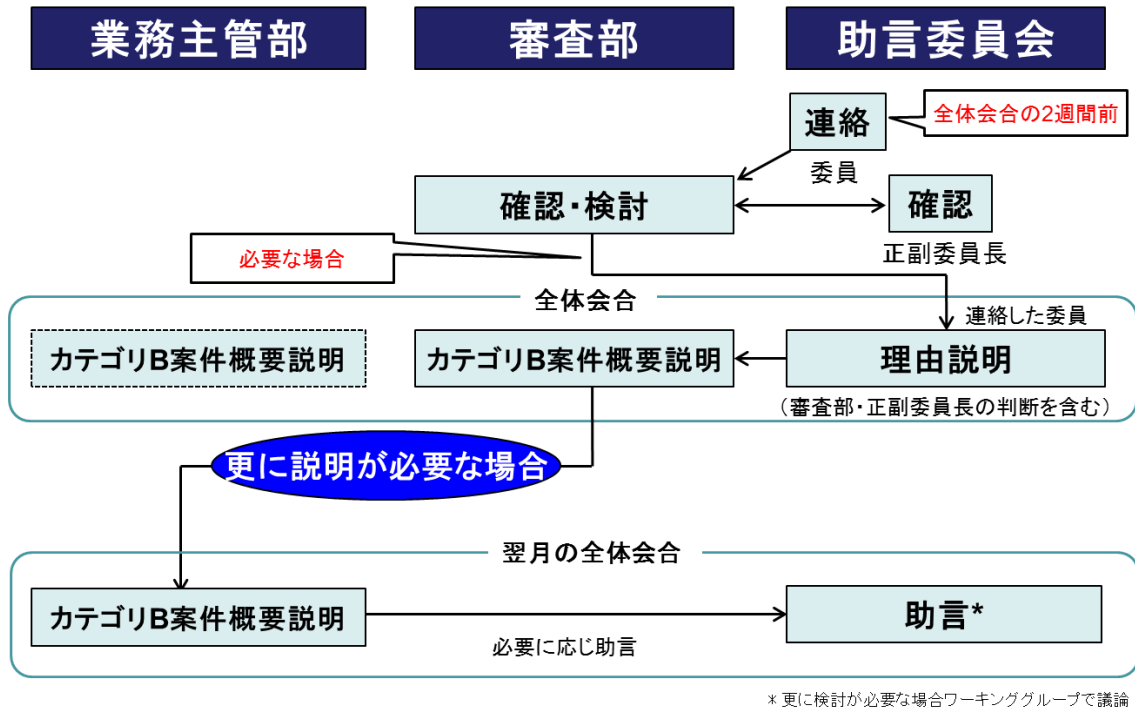
上記検討の結果、議題として取り上げられない場合には、委員にその理由を説明し、必要と判断された場合、審査部（必要に応じ業務主管部）より案件概要等を説明（全体会合）



更に説明が必要な場合、業務主管部より再度説明（全体会合）、必要に応じて助言

* 年度初めの 5 月の全体会合にてスキーム別のカテゴリ B 案件数に関する情報を提供

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応フロー図



2011 年 6 月 13 日(2011 年 9 月 2 日改訂)

国際協力機構 審査部

**WG 事前資料に対するコメント及び助言案確定段階における
メール配布先及び送付手順について**

1. 経緯

WG 終了後、当該 WG 主査及び担当委員による助言確定作業をメールにより行っている。しかしながら、そのメールの配布先が、助言委員会全員に配布される場合がある等、案件によって異なっている。事務作業効率化の観点から、右に関するメール配布先・送付手順についてルールを作る必要があると思料する。

2. 改善案

事前資料へのコメント及び助言確定のためのメール配布先及び送付手順を、以下のとおりとする。

(1)メール配布先

- ①助言委員...当該 WG 主査及び担当委員(当日欠席した場合も含む。)
- ②業務主管部...担当課長、担当職員等適宜
- ③助言委員会事務局(審査部。以下、「事務局」という。)...審査部担当課課長、総括、案件担当職員、支援ユニット

(2)メール送付手順**【事前資料送付段階】**

- 1) 事務局より、当該 WG 担当委員に事前資料を送付する。
- 2) 当該 WG 担当委員は、上記メールに「全員に返信」の形式でコメントを送付する。

【助言案確定段階】

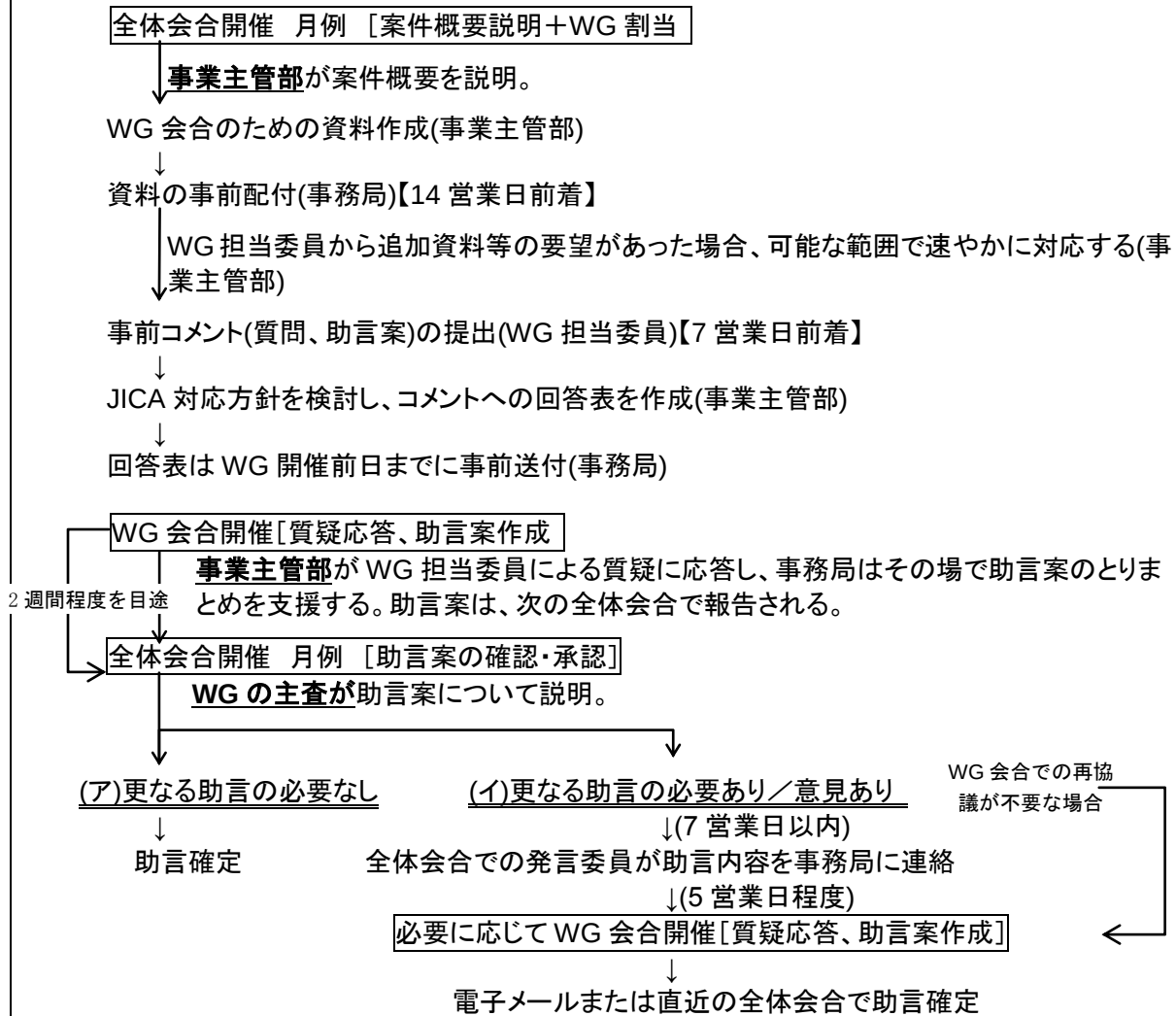
- 1) 事務局が、助言案(初稿)を上記メール配布先に送付する。
(WG 主査が助言案(初稿)を作成する場合には、その案を事務局にメールで送付し、事務局から改めて上記メール配布先に上記助言案(初稿)を送付する。)
- 2) WG 主査及び担当委員は、内容をレビューの上、改定案を上記メールに「全員に返信」の形式で送付する。
※ 但し、当該 WG 主査が必要と認めた場合、全委員に送付の上意見を求める場合もある。
- 3) 助言案検討の中で、助言内容に事実関係の誤り等がある場合には、事務局から、メールを上記メールに全員に返信の形式で連絡する。
- 4) 「助言案最終版」が当該 WG 主査から事務局に送付された段階で、事務局から全委員に同助言案を送付する。
※ 送付後に当該 WG 委員からコメントが出され、助言案が変更されることもありうる。

以上

助言委員会の運営概要

- ✓協力準備調査におけるスコーピング案、最終報告書ドラフトの協議
- ✓協力準備調査を実施していない案件の環境レビューの協議

[ワーキンググループ(WG)で助言案を作成する形式]



日数の数え方:WG 当日は日数に含めない(WG 前日を 1 営業日前とする)

(青色マーカー部分が変更箇所)

2011 年 7 月 11 日
国際協力機構 審査部

不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について

2010年7月9日付「環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針」(助言委員会事務局作成)2.において、「不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部 を非公開とする」としています。不開示情報が必要な場合は以下の手続きに致します。

ステップ1: 全委員への連絡(不開示情報)

WG資料のうち、情報公開法・環境社会配慮ガイドラインに基づき、JICAが不開示と判断する情報がある場合には、WG資料を全委員に送付する際に、①WG資料のうち一部の情報を不開示情報とすること、②右情報については、助言委員には守秘義務を遵守すること、③右情報に関する討議については、WGの一部を非公開とすることを連絡する。

ステップ2: WGの進め方

WGの進め方としては、不開示情報に基づく WGの議論の必要性についてWG担当委員及び助言委員会事務局で検討する(メールでの検討も含む。)。必要な場合には、会議の冒頭、WG担当委員及び助言委員会事務局のみでWGを開催し、オブザーバーには右議論が終了するまで、会議室の外で待機して頂く。不開示情報の議論が完了後、オブザーバーに入室頂き公開討議を行う。

(以上)

2011 年 12 月 19 日
国際協力機構 審査部

**JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における
助言委員会 WG 会合の実施について**

1. 環境レビュー段階のワーキンググループ開催の基準 (JICA が助言を求めない場合)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)では、助言委員会は、カテゴリ A 案件について、協力準備調査において環境社会配慮面の助言を行うが、環境レビュー段階では必要に応じて助言を行うこととなっている(別添 1)。

また、助言委員会の運用目安基準では、JICA は、(全体会合において)、助言委員に対して、「環境社会配慮文書等の状況」(及び、①「環境レビュー方針」、②「報告書ドラフトに対する助言の対応方針」)を報告し¹、助言委員が、更に「**環境レビューで確認すべき事項**」があると考えられる場合には、ワーキンググループ(WG)を開催し、助言案を作成することになっている。

したがって、委員会は、JICA の報告する「環境レビュー方針」を基に、「**環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されるか**」、どうかを確認する。仮に、これまでのスコアリング案、報告書ドラフトに対する助言²だけでは、右方針が十分でなく、更に助言の必要があると委員会が判断する場合には、WG を開催し、助言を作成することになると考えられる。

2. 環境レビュー段階の全体会合及び WG

環境レビュー段階の全体会合、及び WG 開催の手順は別添 2 のとおり。

JICA が助言を求めない場合の手順は以下のとおり。

(1) JICA の報告

全体会合において、JICA は、①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告³。

(2) 助言委員会の決定

上記 JICA の報告を受けて、本全体会合において、助言委員会は、WG を開催するかどうかを決定する。

1) WG を開催しない(助言なし。)

助言委員から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。

2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定。)

助言委員から、助言が出され、この全体会合で確定できる場合。

3) WG を開催する(助言案を WG で作成。)

助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(右委員は、7 日以内に助言提示。)

以上

¹ 協力準備調査を実施した場合。

² 協力準備調査を実施した場合。

³ 協力準備調査を実施した場合。協力準備調査を行っていない場合は、①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。

別添 1

助言委員会の運用目安における環境レビュー段階の記載

2. 委員会の業務 2-1)環境レビュー段階	
①協力準備調査を実施した案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書(EIA、RAP 等)等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。 (b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
②協力準備調査を実施していない案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 (b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

別添 2

環境レビュー段階の全体会合及び WG 開催の手順

		(1)全体会合		(2)ワーキンググループ(WG)
		JICA の報告	全体会合での議論	配布資料
①協力準備調査を実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む。)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 1) WG を開催しない(助言なし): 助言委員会から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。 2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定): 助言委員会から、助言が出され、この全体会合で助言を確定できる場合。 3) WG を開催する(助言案を WG で作成): 助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(7 日以内に助言を提示)。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
②協力準備調査を未実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」(別添 3)、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 上記①協力準備調査を実施、(イ)助言を求めない場合と同様。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」

XX 国「XX 事業協力準備調査」環境社会配慮助言委員会WG
スコーピング案／報告書ドラフト 事前コメント

委員名: _____

番号	該当文書、ページ	質問/コメント	内容	質問の狙い
【全体事項】				
1				
2				
【代替案の検討】				
3				
4				
【スコーピングマトリクス】				
5				
6				
【環境配慮】 (汚染対策、自然環境等)				
7				
8				
【社会配慮】 (住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等)				
9				
10				
【ステークホルダー協議・情報公開】				
11				
12				
【その他】				
13				
14				

※各項目における質問数に応じて、適宜行を追加してください。

<情報公開法における不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

<国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで定める不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

II. 環境社会配慮のプロセス

2.1 情報の公開

- 9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。

レビュー実施スケジュール（案）

	2017 年度			2018 年度
	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期
1. JICA による「レビュー論点（仮称）」案の作成	■ ■			
2. 助言委員会コメントを踏まえた「レビュー論点」の最終化		■		
3. レビュー実施のための外部委託に関する公示、外部委託先の選定		■ ■		
4. 「レビュー論点」に基づくレビューの実施		■	■ ■ ■	■ ■
5. レビュー報告書案の公開、パブコメの募集（必要に応じ）				■
6. レビュー結果の公表				■

* レビューの実施期間については、「レビュー論点」の内容やレビュー手法の検討結果等を踏まえて今後更に検討する。